

平成 27 年度 横浜市港南区生活支援センター事業計画書

1. 事業方針

精神保健福祉法の改正、精神障害者アウトリーチ推進事業、退院サポート事業、自立生活アシスタント事業など、精神障害者が地域で安心して生活できるよう法制度やサービスの整備が進むなか、横浜市港南区精神障害者生活支援センター（以下、センター）は平成 14 年 4 月 1 日開所以来、精神保健福祉的課題の解決に向けた地域住民の相談窓口として事業を展開してきた。この間、障害者を取り巻く状況、利用者のニーズも、時代背景や多様化する価値観のもと移り変わり、当初は既存の社会資源を利用しなかった方への居場所機能を中心としたサービスの提供が主であったが、昨今、地域移行をキーワードに訪問を中心とした個別支援へとシフトしている。

平成 25 年 4 月より横浜市の生活支援センターに導入された計画相談支援は、障害をもつ利用者が地域で安心して生活できるよう、事業所が福祉サービスの利用計画を作成、サービス導入後モニタリング（評価）を行い、提供された適切なサービスが利用者の生活の質の向上につながるよう実施されるケアマネジメントである。当センターは平成 25 年度から「指定一般・指定特定相談支援」の事業所指定を受け、法定給付による地域相談及び計画相談を、国が掲げた新規利用者等を中心に平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間には全ての利用者に適用するという猶予措置を視野に入れ臨んだが、実際には利用者への周知、相談支援事業者の少なさ、申請あっての作成など、取り巻く周辺の事情もあり、計画作成の件数は少ない現状である。作成にあたっては、支援が目指す「利用者が地域で本人の望む自立した生活」という方向性が、サービスありきではなく、幸せを実現できるケアマネジメントとして社会参加や社会復帰につながっていくよう、丁寧なサービス計画の立案と評価に留意していきたい。そのためには実施区の障害福祉の実情や状況を把握、理解した上で、区役所と更なる連携、調整を取りながら件数の確保に努めていきたい。

他方、開所当初から取り組んできた不安解消と安定した生活継続に向けた夕食サービス等の日常生活支援や相談支援などの基本的な活動もこれまで同様継続していかなければならない。特に社会資源につながっていない方たちに、電話相談から信頼関係の構築をもって来館を促し、困りごとやニーズを掴むことで個別支援へつないでいく基本スタンスを示すことで、支えがあれば、本人が望む自立した生活が送れるという安心と自信を持たせたい。代表される実践のひとつが、訪問支援を中心とした自立生活アシスタント事業であり、病院から地域への移行を促進する退院サポート事業である。これらは利用者が望む生活の実現に向けてセンターが取り組むべき支援とは何かを提起させてくれる事業であり、地域生活の維持、継続のための日常生活支援と、身近な基本相談、法に基づく計画相談のそれぞれが強弱のバランスを取ることで、これからの中のセンターの在り方が、在宅支援を中心とする体制に構築されていく基準になるものと思われる。

生活支援センターは、精神障害者が地域で安心して本人の望む生活を送ることができるよう、地域住民・関係機関と協力しながらその支援をすることである。設立当初から柱としてきたこの役割を変えることなく、障害者総合支援法の理念やそれが目指すもの、あるいは横浜市障害者プランにある「将来にわたるあんしん施策」を具現化していくために、支え手の一機関として障害理解に向けた普及啓発を続けるとともに、関係機関と連携しながら精神に特化した事業所として専門的役割を果たしていきたい。

2-1. 具体的事業実施内容

(1) 相談支援

精神障害の専門相談窓口として、本人のみならず、家族や他機関からの様々な相談に応じ、カンファレンスを実施したり、医療・福祉施設・区役所・就労関連機関等との連絡調整を行う。必要なケースについては個別支援計画に沿った援助を行う。

① 職員による相談（面接、電話、訪問、個別支援）

- ・ 生活・医療・対人関係・心理情緒・経済・就労・制度申請・手続きなど生活全般に関する相談に応じる
- ・ 利用者との定期面接が増加し、継続的支援が行われるようになってきたことから、今後は予約制の定期面接を中心として、個別支援計画につないでいく。
- ・ 発達障害、中途障害等他障害の幅広い相談に応じ、必要があれば関係機関との連携を行う。

② 個別支援

- ・ 利用者の障害程度や病状などにあわせて、本人同意のもと「個別支援計画書」を作成し、継続的支援を行っていく。
- ・ 区役所や医療機関などと連携し、支援センターが中心となって個別支援を推進し、ケースカンファレンスを実施する。支援方針を立てることにより、それぞれの機関の役割分担を明確化し、情報共有や必要に応じて情報交換等を行い、継続的な関わりを持っていく。
- ・ 職員全員が精神保健福祉に関わる専門職として相談支援を行うために、相談支援技術やケアマネジメント技術の向上に努める。

③ 精神科嘱託医による相談（面接）

- ・ 医療に関する相談に応じる（週1回）

(2) 訪問・同行支援

- ・ 利用者の生活環境から見えてくる課題を把握するために、「個別支援計画」に基づいた計画的な訪問支援を行い、本人への支援を考える指針としていく。
- ・ 支援センターを日常的に利用している人に対して、定期的な訪問支援を行う。
- ・ 家族が安心して生活が送れるように、自宅を訪問し、日常生活の相談や助言を行うことで本人や家族の生活上の不安を和らげる。
- ・ センターの生活支援サービスを受けている人を中心に、来館が途絶えた利用者については、安否確認の意味で訪問を行う。
- ・ 不安や心配がつきまとう利用者には、積極的に行政や社会資源などに同行し他機関を紹介することで、情報を共有するなどの連携につないでいく。
- ・ 入院中の方が、退院後に利用する社会資源として、支援センターを紹介する目的で病院を訪問する機会が増えてきたが、今後も継続させてていきたい。

(3) 日常生活支援

地域生活を送る上で生じる日常的な要望・課題に対して多様な支援を行う。

- ① 金銭管理に問題があるケースには、サービス料金の預かり金を行ったり、使い方などの支援を積極的に行う。
- ② 突発的発作などの心配がある方には、センターでの服薬管理を行ったり、必要なケースについては服薬指導を行う。
- ③ 家事支援（住まいの整理整頓等）
- ④ 情報提供
 - ・ 生活情報や、福祉・制度に関する情報の掲示を行う
 - ・ 就労に関する情報（求人折込チラシ等）の掲示を行う
 - ・ センター便りの発行やホームページによる情報提供を行う
- ⑤ リサイクルコーナーの活用（衣類、日用品、電化製品）

(4) 地域活動支援

地域移行を目指す精神障害者の地域活動支援を行い、日中の居場所、創作的活動の機会を提供し、地域交流の促進を図る。

- ① 安心して過ごせる居場所の提供
- ② QOL（生活の質）向上に役立つ講座・プログラムの開催（ランチ会、お菓子教室、その他 衣食住全般に関するもの）
- ③ 健康について考える講座・プログラムの開催（スポーツプログラム、ヨガ、ハンドマッサージ、生活習慣病に関するもの）
- ④ 社会生活機能、知識獲得のための講座・プログラムの開催（就労講座、就労支援関係機関見学、ステップアップミーティング、パソコン教室、社会生活技能訓練-SST等）
- ⑤ 創作的プログラムの開催（コラージュ体験教室）
- ⑥ 回復プログラムの開催（うつのミーティング等）
- ⑦ イベントの開催（利用者、家族、ボランティア等の交流）

(5) サービス提供

生活の基本である食事や身の回りに関する各種サービスを提供し、地域で暮らす精神障害者の生活を補完する。

① 夕食サービス

- ・ 500円以下の低価格で栄養のバランスに配慮した家庭の味を提供する。
- ・ 利用者ニーズに併せた様々なメニューや価格設定を取り入れる。
- ・ センター利用者が食事サービスの買い物、調理をすることで個人の生活技術の向上に役立ち、就労準備につながる支援を行う。

② 入浴サービス（石鹼、シャンプー、リンス販売 / タオル、マット、ドライヤー貸し出し）

- ・ 入浴サービスを通じて、より多くの方に身辺の衛生観念を身につけてもらう。

③ 洗濯サービス（洗剤販売）

- ・ 洗濯サービスを通じて、衣類の衛生観念を身につけてもらう。

④ インターネットサービス

- ・ 必要があれば、職員が手助けをしながら、就労や各種制度に関する情報提供を行っている。

今後は、社会資源や様々な情報をよりわかりやすく掲示する工夫や、情報を共有できる場を確保する。

⑤ お茶、紅茶、砂糖販売

⑥ コピー、印刷サービス

⑦ 物品の貸し出し（パソコン、楽器、オーディオ機器、スポーツ用具）

- ・ 余暇支援の一環として、上記の物品を無料で貸し出している。

⑧ 新聞の購読

(6) 当事者活動支援

障害者が能力を発揮する機会や場を提供することによって、当事者活動を支援・尊重し、社会参加を促進する。

- ・ 利用者に日常的な備品修繕やごみの分別、衛生業務、センター便り作成、夕食サービスの買物、調理など施設運営に関わる役割を担ってもらう。
- ・ 利用者の個々の適性に合わせ、各種会議（運営連絡会、港南ネット会議など）への当事者参画の機会を増やす。
- ・ 納涼会、クリスマス会など季節行事の実行委員として企画運営に携わってもらっているが、今後も活動の幅や内容を充実させていく。
- ・ 当事者活動が行われている機関と交流し、当事者の主体的な活動を社会的につなげていく。
- ・ 利用者同士のサークル活動などについては、掲示板やセンター便りを活用し情報交換しやすくすることで、自主的な活動の場を広げる。

(7) 家族支援

- ・ 家族を対象とした講座やプログラムを実施する。
- ・ 家族会の活動協力を積極的に行う。（定例会・勉強会への参加、場所の提供など）
- ・ 家族は人には言えない不安や悩みがあり、誰にも相談できず抱え込んでいるケースも多いため、心の負担を減らせるように継続的な相談に応じる。
- ・ 家族に生活支援センターが「相談機関」としてより周知されるように、ホームページ・区役所・医療機関・地域ケアプラザなどへチラシなどにより広報する。
- ・ 家族が安心して生活が送れるように、自宅を訪問し、日常生活の相談や助言を行うことで本人や家族の生活上の不安を和らげる。

(8) 地域交流・地域連携

港南区における精神保健福祉及び他障害関係機関とのネットワークを活かし、障害者支援に活用する。

- ① 港南区精神保健福祉ネットワーク (*注 1) の定例会と各種活動
- ② 港南区福祉保健センター高齢・障害支援課との定例会・勉強会
- ③ 地域関係機関への活動協力と施設提供（家族会、ボランティアグループ、関係機関 等）
- ④ 地域福祉・教育関係機関との交流と活動（区障連 等）
- ⑤ 自立支援協議会における活動（地域生活支援会議事務局、分科会）
- ⑥ 地域ボランティアの受入れ（パソコン、ヨガ、おしゃべり、調理 等）
- ⑦ 体験ボランティア・体験学習の受入れ（地域住民、学生 等）
- ⑧ 関係機関と共同開催のイベント実施（バスハイク、港南ネットまつり (*注 2)、あおぞら交流会 (*注 3)、そよかぜまつり (*注 4)、ソフトボール、防災訓練 等）

(*注 1) 港南区精神保健福祉ネットワーク（港南ネット） … 区内の医療機関、地域活動支援センター、区福祉保健センター、家族会 等で構成されている。2か月に1回の頻度で会議を開催。情報交換、勉強会、合同行事の企画などを行っている。

(*注 2) 港南ネットまつり … 港南ネット参加団体が年1回開催している。自主製品販売等を行い、地域住民との交流を図っている。

(*注 3) あおぞら交流会 … 近隣福祉施設（当センター、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、地域活動ホーム、保育園）の利用者、職員交流を行っている。

(*注 4) そよかぜまつり … 近隣福祉施設、地域関係機関が年1回開催し、地域住民との交流を図っている。

(9) 普及・啓発活動

「開かれた施設」として地域と積極的に交流し、普及啓発に取り組んでいきたい。

- ・ 地域ケアプラザ等において、民生委員やケアマネジャーほか地域住民に向けた普及・啓発講座を実施する。
- ・ 精神障害の理解に向けて、医療や家族会等の地域関係機関に、センターの機能や地域で果たす役割について講義する。
- ・ 地域関係機関と連携しながら、精神保健に関する講座や勉強会を通し、障害理解に向けて、教育機関への広報活動を行う。

(10) 障害者自立生活アシスタント事業

- ・ 平成27年度は、現在の契約者に対し引き続き支援を行い、契約期間が長期化している方が、安心して支援終了できるような働きかけを行っていく。また、関係機関と連携し本事業を必要としている方を新たにつなげられるよう努める。
- ・ 契約者全ての個別支援計画書を本人同意のもと作成し、課題や目標を見据えた支援を行う。

6か月毎に本人と区役所MSW、関係機関とで見直しを図り、必要に応じて変更・改善を行いながら自立に向けた力を引き出せるよう個別支援の充実を目指す。

- ・ 契約者が、支援センターのサービスを利用しながら単身生活を継続できるように、今後も支援センターにつなげる支援を積極的に行っていく。
- ・ 平成25年度より始まった「計画相談支援事業」とも連携し、契約者が卒業後も安心して地域生活を送れるよう、支援ネットワークを築いていく。
- ・ 退院サポート事業と連携しながら、長期入院患者が退院後のサポート体制を作り、地域生活が継続できるようチームで関わっていく。

(11) 退院サポート事業

- ・ 他センターと連携しながら、対象となる病院や関係機関への事業説明・理解を求めるなど、啓発活動に積極的に取り組む。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、生活支援センターの従来機能や自立生活アシスタント事業と連携した支援を行う。
- ・ 入院患者への退院意識の持たせ方や退院後の地域生活における不安の軽減に努めるため、当事者の立場からアドバイザーとして事業に協働してもらえるよう、ピアサポートの育成と活動を支援する。
- ・ 平成25年度より開始した「地域移行支援事業」との差別化を図り、退院意欲を引き出すための関わりや、退院までの長期的な支援を丁寧に行うことを目指す。

(12) 横浜市委託事業

地域支援事業

- ・ 当センターでは、地域支援事業として、平成20年度より統合失調症やうつ病の方及び家族、さらに青少年（若者）に関わる方々などを対象に、家族講座や支援者向けの講座などを毎年開催してきた。平成27年度は、「若者のメンタルヘルス」と、「若者の生きづらさ（適応障害など）」についての講座を合計6回予定している。

(13) その他、センター設置目的を達成するために必要な事業

- ① 個人情報保護・開示の取り組み
- ② 情報開示への取り組み
- ③ 事故防止対策
- ④ 利用者の意見・苦情への対応（苦情解決規則、第三者委員の設置、アンケート実施）
- ⑤ 福祉・看護職従事者の育成協力
- ⑥ ボランティアの育成
- ⑦ 障害者総合支援法による障害支援区分認定審査会参加

(14) 指定一般相談支援事業（地域定着支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区、横浜市南区、横浜市戸塚区とする。
- ・ 利用者が安心して地域生活が送れるように、日頃から身近な相談者として寄り添いながら支援を行うとともに、障害によって生じうる緊急事態にも適切に対応できるよう、常時の連絡体制を確保する。
- ・ 利用者の障害特性や生活状況・抱えている課題などを把握し、関係機関と連携しながら、本人の病状悪化を未然に防ぐことができるよう支援を行う。
- ・ 利用者が支援センターのサービスを利用しながら地域生活を継続できるよう、また多くの支援者による見守り体制を築くため、事業所にもつながるような支援を積極的に行っていく。
- ・ 事業所が実施している「自立生活アシスタント事業」の利用者のなかで、移行が可能と思われる方に対しては、緊急時の対応を主とした「地域定着支援事業」の利用を勧めていく。

(15) 指定一般相談支援事業（地域移行支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市全域とする。
- ・ 利用者の主治医や病院職員、地域関係機関と連携を図りつつ、退院に向けて地域移行支援計画を作成し、本人のペースに合わせた無理のない丁寧な関わりをする。
- ・ これまで実施してきた退院支援の地域ネットワークを活かし、利用者の要望を取り入れながら、その障害特性に合わせた社会資源につなげるよう支援を行う。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、事業所で実施する「自立生活アシスタント事業」への移行も踏まえながら、支援体制を確立する。
- ・ 利用者への退院意識の持たせ方や退院後の地域生活における不安軽減のため、地域で生活する当事者とも関わりが持てるよう、入院中から支援センターにつなげる支援を積極的に行う。

(16) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ 区高齢・障害支援課や、その他地域の関係機関と連携して契約者拡大に努め、事業展開を目指す。（数値目標 40 件）
- ・ サービスを受けたいと希望する利用者に対し、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等に応じて、福祉・保健、医療・教育・就労・住宅等の幅広い領域にまたがるサービスを、多様な事業者から一体的・総合的に受けられるよう、サービス等利用計画の作成を始めとする計画相談支援を提供する。

- ① ネットワークによるチーム支援と、支援の内容や方向性を共有していくため、地域活動ホーム、福祉保健センター、サービス事業者等との連絡調整
- ② サービス等利用計画の作成（継続サービス利用支援も含む）
- ③ サービス等利用計画作成費の請求・受領事務
- ④ モニタリングの実施

- ⑤ 継続サービス利用支援(モニタリング報告書)の請求・受領事務
- ⑥ 利用者からの相談・苦情処理に関する業務

2-2. 具体的数値目標

	平成 27 年度 (予定)	平成 25 年度 (実績)
本人 来館者数	33 人 (1 日)	32 人 (1 日)
訪問・同行	200 件 (年間)	145 件 (年間)
夕食サービス	18 人 (1 日)	17 人 (1 日)
入浴サービス	5 人 (1 日)	5 人 (1 日)

3. 研修計画

- ・ 職員の専門性を向上させ、利用者に信頼と安心を与えるために、精神保健福祉士・社会福祉士等の資格取得を奨励し、職場としての協力をを行う。
- ・ 指定特定相談支援事業を実施するにあたり、相談支援専門員の資格取得に必要となる研修に積極的に参加する。
- ・ 相談支援技術やケアマネジメント技術を向上するための研修に積極的に参加する。
- ・ 職員の経験に応じて、地域の医療機関や区役所、作業所等での実習研修の機会を設ける。
- ・ 港南福祉保健センターと連携し、福祉サービスや救急医療システムなどについての勉強会や事例検討会を実施する。
- ・ 個人情報を取り扱う場合に、職員が遵守すべき事項並びに職員が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容、及び民事上の責任についての研修を実施する。
- ・ センター利用者等の人権を最大限尊重しなければいけないことから、人権に関する研修を実施する。

平成27年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名:横浜市港南区生活支援センター

【収入】

(単位:千円)

科 目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	67,856	51,943	6,665	9,248	
合 計	67,856	51,943	6,665	9,248	

【支 出】

科 目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費	54,659	39,903	6,137	8,619	
所長					
常勤職員					5名
非常勤職員	12,612	7,999	3,041	1,572	4名
アルバイト					1名
調理アルバイト	1,377	1,377			
嘱託医賃金	1,025	1,025			
法定福利費	6,758	5,002	622	1,134	
退職給与引当金	981	711	84	186	10名
福利厚生費	36	24	3	9	
労務厚生費	119	91	12	16	
施設管理費	6,750	6,750			
光熱水費	4,200	4,200	0	0	
庁舎管理	2,400	2,400	0	0	
修繕積立金	300	300	0	0	
入浴サービス等実費徴収額	△ 150	△ 150	0	0	
運営費	4,067	2,910	528	629	
旅 費	665	300	156	209	
消耗品費	500	400	50	50	
印刷製本費	143	143	0	0	
修繕費	100	100	0	0	
通信運搬費	729	513	84	132	
賃借料	1,300	864	218	218	
備品等購入費	100	100	0	0	
保険料	320	320	0	0	
雑費	210	170	20	20	
本部繰入金	2,380	2,380	0	0	2,500-労務厚生費119
合 計	67,856	51,943	6,665	9,248	
人件費不足分	4,166				
施設管理費不足分	250				
運営費不足分	400				
法人負担計	4,816				

平成 28 年度 横浜市港南区生活支援センター事業計画書

1. 事業方針

長い間、医療・入院中心で行われてきた処遇から、社会的入院の解消や精神障害者が地域生活ができるよう法制度やサービスが着実に推進されている。平成 11 年に生活支援センターの第 1 館目が神奈川区に開館して以来、生活支援センターは地域生活を支援する拠点として、精神障害者が地域で安心して本人の望む生活が出来るよう、地域住民・関係機関と協力しながら支援することを目的に事業が進められてきた。

港南区生活支援センター（以下、センター）は、平成 14 年 4 月 1 日、精神障害者の社会復帰施設として市内で 3 番目に開所以来、通所による日常生活の補完、不安や悩みの解消に向けた相談支援をはじめとして、生活のしづらさを感じやすい「統合失調症」の方への支援はもとより、精神疾患に起因しない「ひきこもり」など、障害認定を受けにくい方への支援も視野に入れ、「障害者自立生活アシスタント事業」などの訪問支援や障害理解への普及啓発を行うなど、地域福祉の充実に向け、多様な事業に取り組んでいる。

センターの設置により、行き場の少なかった精神障害者にとって、居場所・憩の場が提供され、サービスによる生活の補完、仲間や地域との交流など、内から外への活動転換にもつながり、また、「日常的にセンターを利用し、かつ支援を必要とする利用者」については、個別支援計画に基づく訪問・同行支援を中心とした「障害者自立生活アシスタント事業」「横浜退院サポート事業」を利用できるなど、精神障害者への施策は、施設内支援だけに留まらない積極的なアウトリーチへ着実に移行が進められている。

平成 24 年の法改正では、障害者自立支援法下では深く浸透しなかった指定相談支援に伴うサービス利用計画作成（現計画相談支援）が、平成 25 年 4 月から横浜市の生活支援センターに導入された。福祉サービスの利用に向けた個別支援を関係機関と連携しながらマネジメントする役割を果たしていくため、当センターも事業所指定を受け、法定給付による地域相談及び計画相談を実施、契約件数も毎年少しずつ増えている。支援にあたっては、利用者が「地域で本人の望む自立した生活」が実現できることを目指し、サービスや生活の質の向上に留意しながら、これまで同様、計画の立案や評価に取り組んでいきたい。

横浜市においても障害者の「地域で自立した生活の実現」を目指し、支援が隙間なく繋がっていくよう、障害状況に合わせた支援やライフステージを通じて一貫した支援の強化を視点として相談支援システムの整理と推進が進められている。併せて、障害者の権利擁護に関する啓発活動、成年後見制度を進める一方、精神障害者の地域移行支援、退院サポート事業の目標値に向けた取り組みの促進も掲げている。

生活支援センターの機能や役割は、時代背景や多様化する価値観、福祉ニーズの変化に合わせた施策が進められてきた。これから更に相談機能へ、より重点を置いた体制が求められており、第二期指定管理の折り返しとなる本年度、当センターは「第三期横浜市障害者プラン」が目指す取り組みを支え手のひとつとして具現化していくためにも、マンパワーを有効に活かし、質の高い支援が出来るよう、関係機関と連携しながら精神に特化した事業所として、相談を始めとする事業所全体のスキルアップを目指していきたい。

2-1. 具体的事業実施内容

(1) 相談支援

精神障害の専門相談窓口として、本人のみならず、家族や他機関からの様々な相談に応じ、カシファレンスを実施し、医療・福祉施設・区役所・就労関連機関等との連絡調整を行う。必要なケースについては個別支援計画に沿った支援を行う。

① 職員による相談（面接、電話、訪問、個別支援）

- ・ 生活・医療・対人関係・心理情緒・経済・就労・制度申請・手続きなど生活全般に関する相談に応じる
- ・ 利用者との定期面接は、継続的支援が行われるよう個別支援計画につないでいく。
- ・ 利用者に日常的に声掛けを行い、生活環境や病状、ニーズの把握に努める。また、必要に応じて個別支援計画につないでいく。
- ・ 発達障害、中途障害など他障害の幅広い相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携する。

② 個別支援

- ・ 利用者の障害程度や病状などに合わせて、本人同意のもと「個別支援計画書」を作成し、継続的支援を行うことで種々の問題解決に努める。
- ・ 個別支援計画は、利用者本人と支援を共有するために適宜、計画の見直しを行う。
- ・ 区役所や医療機関などと連携し、支援センターが中心となって個別支援を推進し、ケースカシファレンスを実施する。支援方針を立てることにより、それぞれの機関の役割分担を明確化し、情報共有や必要に応じて情報交換等を行い、継続的な関わりと質の高いサービスを提供する。
- ・ 職員全員が精神保健福祉に関わる専門職として相談支援を行うために、相談支援技術やケアマネジメント技術の向上に努める。

③ 精神科嘱託医による相談（面接）

- ・ 医療に関する相談に応じる（週1回）

(2) 訪問・同行支援

- ・ 利用者の生活環境から見えてくる課題を把握するために、「個別支援計画」に基づいた計画的な訪問支援を行い、本人への支援を考える指針としていく。
- ・ 支援センターを日常的に利用している人の中で、生活課題に気づかないまま、生活が送れてケースには、生活の実態把握と質の向上、社会参加も視野に入れ、場合によっては必要な支援に繋げるために適宜、訪問を行う。
- ・ 支援センターなど社会資源の利用や外出が困難な「ひきこもり」などのケースについては、関係機関と連携して訪問を行い、実態の把握や支援につなげていく。
- ・ 家族が安心して生活が送れるように、自宅を訪問し、日常生活の相談や助言を行うことで本

人や家族の生活上の不安を和らげる。

- ・ センターの生活支援サービスを受けている人を中心に、来館が途絶えた利用者については、安否確認の意味で連絡等を行う。
- ・ 不安や心配がつきまとつ利用者には、積極的に行政や社会資源などに同行し他機関を紹介することで、情報を共有するなどの連携につないでいく。
- ・ 入院中の方が、退院後に利用する社会資源として、支援センターを訪れる機会が増えた。今後も継続させていきたい。

(3) 日常生活支援

地域生活を送る上で生じる日常的な要望・課題に対して多様な支援を行う。

- ① 金銭管理に課題のある利用者には、使い方などの支援を行い、ケースによってはサービス料金の預かりを行う。
- ② 突発的発作などの心配がある方や日々の服薬に見守りが必要な方には、センターでの服薬管理や必要なケースについては服薬指導を行う。
- ③ 家事支援（住まいの整理整頓 等）
- ④ 情報提供
 - ・ 生活情報や、福祉・制度に関する情報の掲示を行う
 - ・ 就労に関する情報（求人折込チラシ等）の掲示を行う
 - ・ センター便りの発行やホームページによる情報提供を行う
- ⑤ リサイクルコーナーの活用（衣類、日用品）

(4) 地域活動支援

地域移行を目指す精神障害者の地域活動支援を行い、日中の居場所、創作的活動の機会を提供し、地域交流の促進を図る。

- ① 安心して過ごせる居場所の提供
- ② QOL（生活の質）向上に役立つ講座・プログラムの開催（衣食住全般に関するもの）
- ③ 健康について考える講座・プログラムの開催（スポーツサークル、ハンドマッサージ、生活習慣病に関するもの）
- ④ 社会生活機能、知識獲得のための講座・プログラムの開催（就労講座、就労支援関係機関の見学、パソコン教室、ピア・当事者活動を考える会、利用者ミーティング等）
- ⑤ イベントの開催（利用者、家族、ボランティア等の交流）
- ⑥ 利用者の自主製品・作品の展示

(5) サービス提供

生活の基本である食事や身の回りに関する各種サービスを提供し、地域で暮らす精神障害者の生活を補完する。

- ① 夕食サービス
 - ・ 500円以下の低価格で栄養のバランスに配慮した家庭の味を提供する。
 - ・ 利用者のニーズに合わせた様々なメニューや価格設定を取り入れる。
 - ・ 利用者が食事サービスの買い物・調理をすることで、個人の生活技術の向上につながる支援を行う。
 - ・ 毎日提供することで利用者の家事負担の軽減や外出するきっかけ作り等につなげる。
- ② 入浴サービス（石鹼、シャンプー、リンス販売 / タオル、マット、ドライヤー貸し出し）
 - ・ 入浴サービスを通じて、より多くの方に身辺の衛生観念を身につけてもらう。
- ③ 洗濯サービス（洗剤販売）
 - ・ 洗濯サービスを通じて、衣類の衛生観念を身につけてもらう。
- ④ インターネットサービス
- ⑤ お茶、紅茶、砂糖販売
- ⑥ コピー、印刷サービス
- ⑦ 物品の貸し出し（パソコン、楽器、オーディオ機器、スポーツ用具）
 - ・ 余暇支援の一環として、上記の物品を無料で貸し出している。
- ⑧ 新聞の購読
- ⑨ 各関係機関の情報誌（チラシ、リーフレット、センター便り）

（6）当事者活動支援

障害者が能力を発揮する機会や場を提供することによって、当事者活動を支援・尊重し、社会参加を促進する。

- ・ 利用者に日常的な備品修繕やごみの分別、衛生業務、センター便り作成・関係機関への発送作業、夕食サービスの買物、調理など施設運営に関わる役割を担ってもらう。
- ・ 利用者の個々の適性に合わせ、各種会議（運営連絡会、港南ネット会議など）への当事者参画の機会を増やす。
- ・ 納涼会、クリスマス会、スポーツサークルなど、行事の実行委員として企画運営に携わってもらっているが、今後も活動の幅や内容を充実させていく。
- ・ 当事者活動が行われている機関と交流し、当事者の主体的な活動を社会的につなげていく。
- ・ 利用者同士のサークル活動などについては、掲示板やセンター便りを活用し情報交換しやすくすることで、自主的な活動の場を広げる。
- ・ 医療機関で退院予定患者に行われている作業療法と協働し、来館の際は、センター利用者との交流を図っていく。
- ・ ピアサポーター育成への準備について、「ピア・当事者活動を考える会」において、意見交換を行いながら考える場をつくり、自発的な当事者活動を支援・尊重し、社会参加を促進する。

（7）家族支援

- ・ 家族を対象とした講座やプログラムを実施する。
- ・ 家族会の活動協力を積極的に行う。(定例会・勉強会への参加、場所の提供など)
- ・ 家族は他人には言えない不安や悩みがあり、誰にも相談できず抱え込んでいるケースも多いため、心の負担を減らせるように継続的な相談に応じる。
- ・ 家族に生活支援センターが「相談機関」としてより周知されるように、ホームページ・区役所・医療機関・地域ケアプラザなどへチラシなどにより広報する。
- ・ 家族が安心して生活が送れるように、自宅を訪問し、日常生活の相談や助言を行うことで本人や家族の生活上の不安を和らげる。

(8) 地域交流・地域連携

港南区における精神保健福祉及び他障害関係機関とのネットワークを活かし、障害者支援に活用する。

- ① 港南区精神保健福祉ネットワーク (*注 1) の定例会と各種活動
- ② 港南区福祉保健センター高齢・障害支援課との定例会・勉強会
- ③ 地域関係機関への活動協力と施設提供(家族会、ボランティアグループ、関係機関等)
- ④ 地域福祉・教育関係機関との交流と活動(区障連等)
- ⑤ 港南区自立支援協議会における活動(事務局、全体会、分科会)
- ⑥ 地域ボランティアの受入れ(パソコン、傾聴、調理、イベント補助等)
- ⑦ 体験ボランティア・体験学習の受入れ(地域住民、学生等)
- ⑧ 地域活動支援センターへの清掃業務の委託(わーくす)(*注 5)
- ⑨ 関係機関と共同開催のイベント実施(バスハイク、港南ネットまつり(*注 2)、あおぞら交流会(*注 3)、そよかぜまつり(*注 4)、防災訓練等)

(*注 1) 港南区精神保健福祉ネットワーク(港南ネット) … 区内の医療機関、地域活動支援センター、区福祉保健センター、家族会等で構成されている。2か月に1回の頻度で会議を開催、情報交換、勉強会、合同行事の企画などを行っている。

(*注 2) 港南ネットまつり … 港南ネット参加団体が年1回開催している。自主製品販売等を行い、地域住民との交流を図っている。

(*注 3) あおぞら交流会 … 近隣福祉施設(当センター、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、地域活動ホーム、保育園)の利用者、職員交流を行っている。

(*注 4) そよかぜまつり … 近隣福祉施設、地域関係機関が年1回開催し、地域住民との交流を図っている。

(*注 5) わーくす … NPO法人かるがも会の就労移行支援事業

(9) 普及・啓発活動

「開かれた施設」として地域と積極的に交流し、普及啓発に取り組んでいきたい。

- ・ 地域ケアプラザ等において、民生委員やケアマネジャーほか地域住民に向けた普及・啓発講座を実施する。
- ・ 精神障害の理解に向けて、医療や家族会等の地域関係機関に、センターの機能や地域で果た

す役割について講義する。

- ・ 地域関係機関と連携しながら、精神保健に関する講座や勉強会を通し、障害理解に向けて、教育機関への広報活動を行う。
- ・ 統合失調症やうつ病及び青少年（若者）の心の問題に焦点をあて、家族や支援者などを対象とした講座を開催して精神障害の理解に向けた啓発を行う。

(10) 障害者自立生活アシスタント事業

- ・ 平成28年度は、現在の契約者に対し引き続き支援を行い、契約期間が長期化している方が、安心して支援終了できるような働きかけを行っていく。また、関係機関と連携し本事業を必要としている方を新たにつなげられるよう努める。
- ・ 契約者全ての個別支援計画書を本人同意のもと作成し、課題や目標を見据えた支援を行う。6か月毎に本人と区役所MSW、関係機関とで見直しを図り、必要に応じて変更・改善を行いながら自立生活に向けた力を引き出せるよう個別支援の充実を目指す。
- ・ 契約者が、支援センターのサービスを利用しながら単身生活を継続できるように、今後も支援センターにつなげる支援を積極的に行っていく。
- ・ 「計画相談支援事業」とも連携し、契約者が卒業後も安心して地域生活を送れるよう、支援ネットワークを築いていく。
- ・ 退院サポート事業と連携しながら、長期入院患者が退院後のサポート体制を作り、地域生活が継続できるようチームで関わっていく。

(11) 退院サポート事業

- ・ 他センターと連携しながら、対象となる病院や関係機関への事業説明・理解を求めるなど、啓発活動に積極的に取り組む。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、生活支援センターの従来機能や自立生活アシスタント事業と連携した支援を行う。
- ・ 病院との協働活動を通して、長期入院患者とセンター利用者との交流を促し、入院患者の退院意欲を高めていく。
- ・ 入院患者への退院意識の持たせ方や退院後の地域生活における不安の軽減に努めるため、当事者の立場からアドバイザーとして事業に協働してもらえるよう、ピアサポートの育成について、「ピアを考える会」で意見交換を行いながら活動へとつなげていく。
- ・ 法定給付の「地域移行支援事業」との差別化を図り、退院意欲を引き出すための関わりや、退院までの長期的な支援を丁寧に行うことを目指す。

(12) その他、センター設置目的を達成するために必要な事業

- ① 個人情報保護・開示の取り組み
- ② 情報開示への取り組み
- ③ 事故防止対策

- ④ 利用者の意見・苦情への対応（苦情解決規則、第三者委員の設置、アンケート実施）
- ⑤ 福祉・看護職従事者の育成協力
- ⑥ ボランティアの育成
- ⑦ 障害者総合支援法による障害支援区分認定審査会への参加
- ⑧ 災害弱者への見守り支援事業（港南区）への参加（プロジェクトR）
- ⑨ 災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力

(13) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- 事業の実施地域は、原則横浜市港南区とする。
- 区高齢・障害支援課や、その他地域の関係機関と連携して契約者拡大に努め、事業展開を目指す。（数値目標 40件）
- サービスを受けたいと希望する利用者に対し、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等に応じて、福祉・保健、医療・教育・就労・住宅等の幅広い領域にまたがるサービスを、多様な事業者から一体的・総合的に受けられるよう、サービス等利用計画の作成を始めとする計画相談支援を提供する。
 - ① ネットワークによるチーム支援と、支援の内容や方向性を共有していくため、地域活動ホーム、福祉保健センター、サービス事業者等との連絡調整
 - ② サービス等利用計画の作成（継続サービス利用支援も含む）
 - ③ サービス等利用計画作成費の請求・受領事務
 - ④ モニタリングの実施
 - ⑤ 継続サービス利用支援（モニタリング報告書）の請求・受領事務
 - ⑥ 利用者からの相談・苦情処理に関する業務

(14) 指定一般相談支援事業（地域移行支援）

- 事業の実施地域は、横浜市全域とする。
- 利用者の主治医や病院職員、地域関係機関と連携を図りつつ、退院に向けて地域移行支援計画を作成し、本人のペースに合わせた無理のない丁寧な関わりをする。
- これまで実施してきた退院支援の地域ネットワークを活かし、利用者の要望を取り入れながら、その障害特性に合わせた社会資源につなげるよう支援を行う。
- 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、事業所で実施する「自立生活アシスタンント事業」への移行も踏まえながら、支援体制を確立する。
- 利用者への退院意識の持たせ方や退院後の地域生活における不安軽減のため、地域で生活する当事者とも関わりが持てるよう、入院中から支援センターにつなげる支援を積極的に行う。

(15) 指定一般相談支援事業（地域定着支援）

- 事業の実施地域は、横浜市港南区、横浜市南区、横浜市戸塚区とする。

- ・ 利用者が安心して地域生活が送れるように、日頃から身近な相談者として寄り添いながら支援を行うとともに、障害によって生じうる緊急事態にも適切に対応できるよう、常時の連絡体制を確保する。
- ・ 利用者の障害特性や生活状況・抱えている課題などを把握し、関係機関と連携しながら、本人の病状悪化を未然に防ぐことができるよう支援を行う。
- ・ 利用者が支援センターのサービスを利用しながら地域生活を継続できるよう、また多くの支援者による見守り体制を築くため、事業所にもつながるような支援を積極的に行っていく。
- ・ 事業所が実施している「自立生活アシスタント事業」の利用者のなかで、移行が可能と思われる方に対しては、緊急時の対応を主とした「地域定着支援事業」の利用を勧めていく。
- ・ 事業所が実施している「退院サポート事業」「自立生活アシスタント事業」の利用者のなかで、移行が可能と思われる方に対しては、緊急時の対応を主とした「地域定着支援事業」の利用を勧めていく。

2-2. 具体的数値目標

	平成 28 年度 (予定)	平成 26 年度 (実績)
本人 来館者数	35 人 (1 日)	35 人 (1 日)
訪問・同行	40 件 (年間)	154 件 (年間)
夕食サービス	17 人 (1 日)	17 人 (1 日)
入浴サービス	5 人 (1 日)	4 人 (1 日)

3. 研修計画

- ・ 職員の専門性を向上させ、利用者に信頼と安心を与えるために、精神保健福祉士・社会福祉士等の資格取得を奨励し、職場としての協力をを行う。
- ・ 指定特定相談支援事業を実施するにあたり、相談支援専門員の資格取得に必要となる研修に積極的に参加する。
- ・ 相談支援技術やケアマネジメント技術などの向上に向けて、外部研修への積極的な参加と内部研修を実施する。
- ・ 職員の経験に応じて、地域の医療機関や区役所、作業所等での実習研修の機会を設ける。
- ・ 港南福祉保健センターと連携し、福祉サービスや救急医療システムなどについての勉強会や事例検討会を実施する。
- ・ 個人情報を取り扱う場合に、職員が遵守すべき事項並びに職員が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容、及び民事上の責任についての研修を実施する。
- ・ センター利用者等の人権を最大限尊重しなければいけないことから、人権に関する研修を実施する。

平成28年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名 : 横浜市港南区精神障害者生活支援センター

運営法人: 社会福祉法人 青い鳥

【収入】

(単位:千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	69,500	52,525	6,159	10,816	
合 計	69,500	52,525	6,159	10,816	

【支 出】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費	55,598	39,713	5,641	10,245	
所長					
常勤職員					常勤5名
非常勤職員	12,612	10,960	826	826	非常勤4名
アルバイト					
調理アルバイト	1,394	1,394			
嘱託医賃金	1,025	1,025			
法定福利費	7,162	4,995	769	1,398	
退職給与引当金	1,087	718	127	242	
福利厚生費	36	21	5	11	
労務厚生費	123	102	7	14	
施設管理費	7,450	7,450	0	0	
光熱水費	4,600	4,600			
庁舎管理	2,700	2,700			
修繕積立金	300	300			
入浴サービス等実費徴収額	-150	-150			
運営費	4,075	2,986	518	571	
旅 費	472	202	124	145	
消耗品費	675	540	68	68	
印刷製本費	28	28			
修繕費	300	300			
通信運搬費	650	401	109	141	
賃借料	1,200	765	218	218	
備品等購入費	88	88			
保険料	320	320			
雑費	342	342			
本部繰入金	2,377	2,377			
合 計	69,500	52,525	6,159	10,816	

平成 29 年度 横浜市港南区生活支援センター事業計画書

1. 事業方針

精神障害者の社会復帰と社会参加を目的とした精神障害者生活支援センターは平成 11 年に法定化され、横浜市では平成 25 年 3 月に全区整備が完了した。精神障害者福祉は病院から施設、施設から地域へと既にシフトしており、港南区生活支援センターは（以下、センター）は、平成 14 年 4 月 1 日、精神障害者の社会復帰施設として市内で 3 番目に、通所による日常生活及び相談支援や行き場の少なかった精神障害者の居場所として港南区に開所した。

これまで統合失調症やうつ病などの方を中心に来館利用者への面接や電話相談をしながら、在宅で社会資源につながっていない方たちに個別訪問支援を進めてきたが、設置当初は基本的機能であった居場所や相談、生活補完のためのサービス提供から、続くセンターの中核となる自立生活アシスタント事業や退院サポート事業、計画相談支援などへと事業が多様化してきたことで、その果たす役割についてマンパワーとの両立が課題となってきている。センターは困りごとへの早期対応や通所出来ない方などにとって地域の福祉拠点のひとつであるが、相談機能に、より重点をおいたアウトーチに移行している中で、利用者のニーズと支援者の思い、考えが出来るだけ一致していくよう、支援の内容について検討、確認を重ねていかなければならぬ。そのためには相談と居場所の両機能が揃っていることを強みとして、時間をかけて利用者との信頼関係を築きながら社会参加を促していくという活動を土台に引き継ぎたい。

平成 25 年 4 月横浜市の生活支援センターには、指定を受けた相談支援事業所として計画相談支援が導入された。アウトーチへ移行している中で在宅精神障害者の「支援があれば地域生活が可能」ということから、福祉サービスを利用して頂くためのサービス等利用計画の作成、評価を行うことが事業の主な内容である。区役所を始めとする関係機関と連携・調整しながら利用者の安定した生活に向けてマネジメントを行うもので、センターの契約件数もコンスタンスに増えている。支援にあたっては、精神障害者の生活の自立につながるよう、サービスや生活の質の向上に留意した取り組みは変わらないが、反面、法定給付による計画相談の報酬は、措置から契約となった今日、施設運営には欠かせないものである。支援を必要とする件数は今後も増加していくが、限られた人員でどこまで対応可能かを見極めるとともに、センターならではの機能を有効に活用できるよう受け持つケースの見極めも課題として見えてきた。

一方、精神障害を含めた 3 障害一体の相談支援を推進していくために横浜市では、障害児者や家族等のあらゆる相談を受け止めて必要な支援に繋げるとともに安心して暮らしていくための地域づくりが進められている。相談支援体制の再構築と充実に向けた取り組みの一環として基幹相談支援センター（以下、基幹センター）及び区役所と、精神障害分野において特化したセンターは、各機関と両輪の関係を築いていくことが新たな役割として加わった。障害児者や家族等の問題、課題は社会事情で益々複雑化しており、一機関に留まらず複数の機関が連携した包括的体制で、支援を必要とする方たちに「途切れなく繋いでいく支援」が昨今取り巻く現状から要請されている。センターは基本的役割と業務を基に、これまで取り組んできた精神障害者支援を強みとして連携、協力をしながら業務を進めていきたい。

平成 29 年度、開所 16 年目に入るセンターは、一次相談支援機関の果たす役割を再認識するとともに基幹センターの設置によって、更に相談機能拡充へ、より重点を置いた施策に対して質の高い支援が出来るよう、関係機関と連携しながら精神に特化した事業所として専門性をより高めていくとともに、障害理解への普及啓発も続けていきながら、利用者や地域の求めに丁寧に応えていきたい。

2-1. 具体的事業実施内容

(1) 相談支援

精神障害の専門相談機関として、本人のみならず、家族や関係機関からの生活全般の様々な相談に応じる。必要に応じてカンファレンスを実施し、医療・福祉施設・区役所・就労関連機関等との連絡調整を行う。必要なケースについては個別支援計画に沿った支援を行う。

① 職員による相談（面接、電話、訪問、同行、個別支援）

- ・ 生活・医療・対人関係・心理情緒・経済・就労・制度申請・手続きなど生活全般に関する相談に応じる
- ・ 利用者との定期面接は、継続的支援が行われるよう個別支援計画につないでいく。
- ・ 利用者に日常的に声掛けを行い、生活環境や病状、ニーズの把握に努める。また、必要に応じて個別支援計画につないでいく。
- ・ 発達障害、中途障害など他障害の幅広い相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携する。



② 個別支援

- ・ 利用者の障害程度や病状などに合わせて、本人同意のもと「個別支援計画書」を作成し、継続的支援を行うことで、生活の振り返りや種々の問題解決のサポートを行い、成長につなげる。
- ・ 個別支援計画は、利用者本人と支援を共有するために定期的に計画の見直しを行い、継続的な関わりと質の高いサービスを提供する。
- ・ 区役所や医療機関、福祉関係機関と連携し、支援センターが中心となって個別支援を推進し、ケースカンファレンスを定期的・もしくは必要に応じて実施する。利用者の現状に合わせた支援方針を立てることで、それぞれの機関の役割分担を明確化し、情報の共有や交換、対応の統一化を図る。
- ・ 職員全員が精神保健福祉に関わる専門職として相談支援を行うために、研修に参加するなど外部研修を受けたり、所内カンファレンスを開催したりすることにより、相談支援技術やケアマネジメント技術の向上に努める。



③ 精神科嘱託医による相談（面接）

- ・ 利用者やその家族の医療に関する相談に応じる（週1回）
- ・ 専門的な相談があった場合には、状況に応じ嘱託医につなぐ。

(2) 訪問・同行支援

- ・ 利用者の生活環境から見えてくる課題を把握するために、「個別支援計画」に基づいた計画的な訪問支援を行い、本人への支援を考える指針としていく。
- ・ 支援センターを日常的に利用している人の中で、自身の生活課題に気づかないまま、日常生活が送れているケースには、生活の実態把握と質の向上、社会参加も視野に入れ、場合によっては必要な支援に繋げるために適宜、連絡や訪問を行う。
- ・ 支援センターなど社会資源の利用や外出が困難な「ひきこもり」などのケースについては、

家族の現状を確認の上、関係機関と連携して訪問を行い、実態の把握や支援につなげていく。

- ・ 家族が安心して生活が送れるように、自宅を訪問し、日常生活の相談や助言を行うことで本人や家族の生活上の不安を和らげる。
- ・ センターの生活支援サービスを受けている方を中心に、来館が途絶えた利用者については、安否確認の意味で連絡等を行う。
- ・ 不安や心配のある利用者には、積極的に行政や社会資源などに同行し、地域の社会資源についていくことで情報を共有する。
- ・ 入院中の方が、退院後に利用する社会資源として、支援センターを訪れる機会がある。病院などの関係機関との連携を取りつつ、今後も継続させていきたい。

(3) 日常生活支援

地域生活を送る上で生じる日常的な要望・課題に対して多様な支援を行う。

- ① 金銭管理に課題のある利用者には、使い方や管理方法と一緒に考えるなどの支援を行い、ケースによってはサービス料金の預かりを行う。
- ② 突発的発作などの心配がある方や日々の服薬に見守りが必要な方には、センターでの服薬管理を行う。また、必要なケースについては服薬指導を行う。
- ③ 家事支援（住まいの整理整頓等）
- ④ 情報提供
 - ・ 生活情報や、福祉・制度に関する情報の掲示を行う
 - ・ 就労に関する情報（求人折込チラシ等）の掲示や講座の開催で利用者間の共有を行う。
 - ・ センター便りの発行やホームページによる情報提供を行う
- ⑤ リサイクルコーナーの活用（衣類、日用品）

(4) 地域活動支援

地域移行を目指す精神障害者の地域活動支援を行い、日中の居場所、創作的活動の機会を提供し、地域交流の促進を図る。

- ① 安心して過ごせる居場所の提供（フリースペース）
- ② 健康について考える講座・プログラムの開催（スポーツサークル、ハンドマッサージ）
- ③ 社会生活機能、知識獲得のための講座・プログラムの開催（就労講座、就労支援関係機関の見学、パソコン教室、ピア・当事者活動を考える会、利用者ミーティング「うたのサークル等）
- ⑤ イベントの開催（利用者、家族、ボランティアとの季節行事、区役所生活教室と協働したバースハイクによる交流）
- ⑥ 利用者の自主製品・作品の展示

(5) サービス提供

生活の基本である食事や身の回りに関する各種サービスを提供し、地域で暮らす精神障害者の生活を補完する。

① 夕食サービス

- ・ 500円以下の低価格で栄養のバランスに配慮した家庭の味を提供する。
- ・ 利用者のニーズや季節に合わせた様々なメニュー・価格設定を取り入れる。
- ・ 利用者が食事サービスの買い物・調理をすることで、個人の生活技術の向上につながる支援を行う。
- ・ 毎日提供することで利用者の家事負担の軽減や外出するきっかけ作り等につなげる。

② 入浴サービス（石鹼、シャンプー、リンス販売 / タオル、マット、ドライヤー貸し出し）

- ・ 入浴サービスを通じて、より多くの方に身辺の衛生観念を身につけてもらう。
- ・ 日常的に入浴が出来ていない方への声かけを適宜行う。

③ 洗濯サービス（洗剤販売）

- ・ 洗濯サービスを通じて、衣類の衛生観念を身につけてもらう。

④ インターネットサービス

⑤ お茶、紅茶、砂糖販売

⑥ コピー、印刷サービス

⑦ 物品の貸し出し（パソコン、楽器、オーディオ機器、スポーツ用具）

- ・ 余暇支援の一環として、上記の物品を無料で貸し出している。

⑧ 新聞の購読

⑨ 各関係機関の情報誌（チラシ、リーフレット、センター便り）

（6）当事者活動支援

障害者が能力を発揮する機会や場を提供することによって、当事者活動を支援・尊重し、仲間との交流や必要な情報を得る活動などを通して、生活の質の向上や社会参加を促進する。

- ・ 利用者に日常的な備品修繕やごみの分別、衛生業務、センター便り作成・関係機関への発送作業、夕食サービスの買物、調理など施設運営に関わる役割を担ってもらうことにより、日常生活活動や社会活動への参加意識を高める。
- ・ 利用者の個々の適性に合わせ、各種会議（運営連絡会、港南ネット会議など）への当事者参画の機会を増やす。
- ・ 納涼会、クリスマス会、スポーツサークルなど、行事の実行委員として企画運営に携わっているが、今後も活動の幅や内容を充実させていく。
- ・ 当事者活動が行われている機関と交流し、当事者の主体的な活動を社会的につなげていく。
- ・ 利用者同士のサークル活動などについては、掲示板やセンター便りを活用し情報交換しやすくすることで、自主的な活動の場を広げる。
- ・ 医療機関で退院予定患者に行われている作業療法と協働し、来館の際は、センター利用者との交流を図っていく。
- ・ ピアサポーター育成の準備として、「ピア・当事者活動を考える会」において、意見交換を行いながら考える場をつくり、自発的な当事者活動を支援・尊重し、社会参加を促進する。
- ・ 「ピア・当事者活動を考える会」において、医療機関の入院患者から伺った意見をもとに、退院へ向けて必要な事務的な準備や心の準備等を検討し、リカバリーストーリーを始めとするピア・当事者活動へつなげていく。

(7) 家族支援

- ・ 家族を対象とした講座やプログラムを実施する。
- ・ 家族からの相談に応じ、必要に応じて個別支援、嘱託医相談や医療機関の利用につなげるなどの支援を行う。
- ・ 家族会の活動協力を積極的に行う。(定例会・勉強会への参加、場所の提供など)
- ・ 家族には他人には言えない不安や悩みがあり、誰にも相談できないケースも多いため、問題を抱えていると思われる対象者の心の負担を減らせるように継続的な相談に応じる。
- ・ 家族に生活支援センターが「相談機関」としてより周知されるように、ホームページ・区役所・医療機関・地域ケアプラザなどの関係機関へセンター便りやチラシなどにより広報する。
- ・ 家族が安心して生活が送れるよう訪問し、日常生活の相談や助言を行うことで本人や家族の生活上の不安を和らげる。
- ・ 家族の高齢化とともに、障害当事者の将来を不安視するケースも少なくないため、後見的支援制度などの見守り資源を紹介する。

(8) 地域交流・地域連携

港南区における精神保健福祉及び他障害関係機関とのネットワークを活かし、障害者支援に活用する。

- ① 港南区精神保健福祉ネットワーク (*注 1) の定例会と各種活動
- ② 基幹相談支援センター、港南福祉保健センター高齢・障害支援課との定例会（基幹相談・定例カンファレンス、発達特定相談）
- ③ 地域関係機関への活動協力と施設提供（家族会、ボランティアグループ、関係機関等）
- ④ 地域福祉・教育関係機関との交流と活動（区障連等）
- ⑤ 港南区自立支援協議会における活動（事務局、全体会、分科会）
- ⑥ 地域ボランティアの受入れ（パソコン、傾聴、調理、うたサークル、イベント補助等）
- ⑦ 体験ボランティア・体験学習の受入れ（地域住民、学生等）
- ⑧ 関係機関の事業所見学受入れ（医療センター看護師、区役所の生活教室参加者、就労支援事業所など）
- ⑨ 地域活動支援センターへの清掃業務の委託（わーくす） (*注 5)
- ⑩ 関係機関と共同開催のイベント実施（バスハイク、港南ネットまつり (*注 2)、あおぞら交流会 (*注 3)、そよかぜまつり (*注 4)、合同防災訓練等）

(*注 1) 港南区精神保健福祉ネットワーク（港南ネット） … 区内の医療機関、地域活動支援センター、区福祉保健センター、家族会 等で構成されている。2か月に1回の頻度で会議を開催。情報交換、勉強会、合同行事の企画などを行っている。

(*注 2) 港南ネットまつり … 港南ネット参加団体が年1回開催している。自主製品販売等を行い、地域住民との交流を図っている。

(*注 3) あおぞら交流会 … 近隣福祉施設（当センター、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、地域活動ホーム、保育園）の利用者、職員交流を行っている。

(*注 4) そよかぜまつり … 近隣福祉施設、地域関係機関が年1回開催し、地域住民との交流を図っている。

(*注 5) わーくす … NPO法人かるがも会の日常清掃作業

(9) 普及・啓発活動

「開かれた施設」として地域と積極的に交流し、普及啓発に取り組む。

- ・ 地域ケアプラザ等において、民生委員やケアマネジャーほか地域住民に向けた普及・啓発講座を実施する。
- ・ 精神障害の理解に向けて、医療や家族会等の地域関係機関に、センターの機能や地域で果たす役割について講義する。
- ・ 地域関係機関と連携しながら、精神保健に関する講座や勉強会を通じ、障害理解に向けて、教育機関への広報活動を行う。
- ・ 地域関係機関と連携しながら、地域や家族、支援者を対象とした講座を開催し、精神障害の理解に向けた啓発を行う。

(10) 障害者自立生活アシスタント事業

- ・ 平成29年度は、現在の契約者に対し引き続き支援を行い、契約期間が長期化している方が、安心して支援終了できるような働きかけを行っていく。また、関係機関と連携し本事業を必要としている方を新たにつなげられるよう努める。
- ・ 契約者全ての個別支援計画書を本人同意のもと作成し、課題や目標を見据えた支援を行う。6か月毎に本人と区役所MSW、関係機関とで見直しを図り、必要に応じて変更・改善を行いながら自立生活に向けて本人の力を引き出せるよう個別支援の充実を目指す。
- ・ 契約者が、支援センターのサービスを利用しながら単身生活を継続できるように、今後も支援センターにつなげる支援を積極的に行っていく。
- ・ 「計画相談支援事業」とも連携し、契約者が卒業後も安心して地域生活を送れるよう、支援ネットワークを築いていく。
- ・ 退院サポート事業と連携しながら、長期入院患者が退院後のサポート体制を作り、地域生活が継続できるようチームで関わっていく。

(11) 退院サポート事業

- ・ 他センターや、生活訓練施設等の関係機関と連携しながら、対象となる入院患者や医療従事者、病院等への事業説明・理解を求めるなど、啓発活動に積極的に取り組み、病院との関係強化に努める。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、生活支援センターの従来機能や自立生活アシスタント事業と連携した支援を行う。
- ・ 医療関係者や入院患者に対する「退院サポート事業」の説明、イベントの開催など、病院との協働活動を通して、長期入院患者とセンター利用者との交流を促し、入院患者の退院意欲を高めていく。
- ・ 入院患者へ退院意欲を持っていただくことや退院後の地域生活における不安の軽減に努めるため、当事者の立場からアドバイザーとして事業に協働してもらえるよう、ピアサポートの育成を見据え、「ピアを考える会」で意見交換を行いながら活動へつなげていく。また、歌のサークル等のプログラムやイベントを通して、センター利用者と入院患者の交流を図る。

- 法定給付の「地域移行支援事業」との差別化を図り、定期的な外出など退院意欲を引き出すための関わりや、家族との同居や一人暮らしが困難な対象者には、長期の入所が可能な生活訓練施設の紹介など、退院までの長期的な支援を丁寧に行う。
- 横浜市全体での協働活動を含めた退院促進の取り組みについて検討を行う毎月開催の退院サポート部会に参加する。

(12) その他、センター設置目的を達成するために必要な事業

- ① 個人情報保護・開示の取り組み
- ② 情報開示への取り組み
- ③ 事故防止安全対策
- ④ 利用者の意見・苦情への対応（苦情解決規則、第三者委員の設置、アンケート実施）
- ⑤ 福祉・看護職従事者の育成協力
- ⑥ ボランティアの育成
- ⑦ 災害弱者への見守り支援事業（港南区）への参加（プロジェクトR）
- ⑧ 災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力

(13) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- 事業の実施地域は、原則横浜市港南区とする。
- 区高齢・障害支援課や、その他地域の関係機関と連携して契約者拡大に努め、事業展開を目指す。（数値目標 50 件）
- サービスを受けたいと希望する利用者に対し、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等に応じて、福祉・保健、医療・教育・就労・住宅等の幅広い領域にまたがるサービスを、多様な事業者から一体的・総合的に受けられるよう、サービス等利用計画の作成（プランニング）、支援の評価（モニタリング）を始めとする計画相談支援を提供する。

- ① ネットワークによるチーム支援と、支援の内容や方向性を共有していくため、地域活動ホーム、福祉保健センター、サービス事業者等との連絡調整（定期的、又は必要に応じたカンファレンスの実施）、新たな社会資源の提案、調整
- ② サービス等利用計画の作成（継続サービス利用支援も含む）
- ③ サービス等利用計画作成費の請求・受領事務
- ④ モニタリングの実施
- ⑤ 継続サービス利用支援（モニタリング報告書）の請求・受領事務
- ⑥ 利用者からの相談・苦情処理に関する業務

(14) 指定一般相談支援事業（地域移行支援）

- 事業の実施地域は、横浜市全域とする。

- ・ 利用者の主治医や病院職員、地域関係機関と連携を図りつつ、退院に向けて地域移行支援計画を作成し、本人のペースに合わせた無理のない丁寧な関わりをする。
- ・ これまで実施してきた退院支援の地域ネットワークを活かし、利用者の要望を取り入れながら、その障害特性に合わせた社会資源につなげるよう支援を行う。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、事業所で実施する「自立生活アシスタント事業」への移行も踏まえながら、支援体制を確立する。
- ・ 利用者への退院意識をもっていただく関わりや退院後の地域生活における不安軽減のため、地域で生活する当事者とも関わりが持てるよう、入院中から支援センターにつなげる支援を積極的に行う。

(15) 指定一般相談支援事業（地域定着支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区、横浜市南区、横浜市戸塚区とする。
- ・ 利用者が安心して地域生活が送れるように、日頃から身近な相談者として寄り添いながら支援を行うとともに、障害によって生じうる緊急事態にも適切に対応できるよう、常時の連絡体制を確保する。
- ・ 利用者の障害特性や生活状況・抱えている課題などを把握し、関係機関と連携しながら、本人の病状悪化を未然に防ぐことができるよう支援を行う。
- ・ 利用者が支援センターのサービスを利用しながら地域生活を継続できるよう、また多くの支援者による見守り体制を築くため、事業所にもつながるような支援を積極的に行っていく。
- ・ 事業所が実施している「自立生活アシスタント事業」の利用者のなかで、移行が可能と思われる方に対しては、緊急時の対応を主とした「地域定着支援事業」の利用を勧めていく。
- ・ 事業所が実施している「退院サポート事業」「自立生活アシスタント事業」の利用者のなかで、移行が可能と思われる方に対しては、緊急時の対応を主とした「地域定着支援事業」の利用を勧めていく。

2-2. 具体的数値目標

	平成 29 年度 (予定)	平成 27 年度 (実績)
本人 来館者数	35 人（1 日）	32 人（1 日）
訪問・同行	50 件（年間）	40 件（年間）
夕食サービス	17 人（1 日）	16 人（1 日）
入浴サービス	5 人（1 日）	4 人（1 日）

平成29年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

北区

施設名：横浜市 区精神障害者生活支援センター

運営法人：

【収入】

(単位:千円)

科 目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	70,517	52,984	6,374	11,159	
合 計	70,517	52,984	6,374	11,159	

【支 出】

科 目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費	56,338	40,108	5,770	10,460	
所長					
常勤職員					
非常勤職員	12,612	10,962	825	825	
アルバイト					
調理アルバイト	1,431	1,431			
嘱託医賃金	1,025	1,025			
法定福利費	7,009	4,779	820	1,410	
退職給与引当金	1,352	940	134	278	
福利厚生費	36	20	5	11	
労務厚生費	123	102	7	14	
施設管理費	7,450	7,450	0	0	
光熱水費	4,600	4,600			
庁舎管理	2,700	2,700			
修繕積立金	300	300			
入浴サービス等実費徴収額	-150	-150			
運営費	4,352	3,049	604	699	
旅 費	616	277	154	185	
消耗品費	520	416	52	52	
印刷製本費	30	30			
修繕費	350	350			
通信運搬費	680	292	162	226	
賃借料	1,200	765	217	218	
備品等購入費	100	100			
保険料	440	440			
雑費	416	379	19	18	
本部繰入金	2,377	2,377			
合 計	70,517	52,984	6,374	11,159	

平成 30 年度 横浜市港南区生活支援センター事業計画書

精神障害者生活支援センター（以下、センター）は、精神障害者が地域で安心して本人の望む生活を送ることができるよう、地域住民・関係機関と協力しながら相談を始めする日常生活の支援をする社会復帰施設である。横浜市ではセンターの全区整備が完了し、精神障害者の地域サポート体制がひとまず整ったと言える。面接など来館利用者への施設内支援を始めとして、「障害者自立生活アシスタント事業」における単身生活等する精神障害者の個別支援と見守り機能への取り組みや、「横浜退院サポート事業」での精神障害者の退院に向けた個別支援の取り組みにおいて、一人ひとりの障害特性や意向を踏まえた「安心を支える個別支援」が実践されている。

平成 30 年度の事業計画にあたり留意点の第一は、地域で生活する精神障害者の不安解消と安定した生活継続について適切な相談支援を行うことである。センター単独の完結支援から地域や関係機関との連携ネットワークで本人支える包括体制が当たり前になった現在、本人の安心を支える意識を常にもつことで、支援の方向性を確認する、あるいは支援の行き詰まりなどの場合には、カンファレンスを開催するなど精神障害者の自立した生活の実現・維持をさらに進める支援に取り組みたい。

第二に計画相談支援では、区役所を始めとする関係機関との連携、調整が軌道に乗り、件数も増加してきたことで、計画提供後も対象者との関わりを大切にしながら、生活の安定に向けた支援を意識した取り組みと、契約件数の拡大に努めていきたい。指定相談支援事業所として、サービス等利用計画作成、評価、報酬を請求していく実務に取り組んでいる中で、今後も更に相談支援専門員の確保と質の向上を目指し、相談員として必要な専門知識、技術の向上に向け研修など積極的に参加していくことで、職員及び事業所全体のスキル向上に職員定着とも併せて重点的に取り組みたい。

第三の訪問・同行については、職員の積極的な外出で件数も伸びており、アウトリーチの確実な位置づけと意識化が図られ、精神障害者への日常生活や相談支援の取り組みが、住み慣れた地域社会での自立した生活や活動の維持継続に繋がっている。個別支援計画上、定期的に実施するものと、状況に応じて実施するものを合わせて、今後も利用者の社会参加を含めた生活圏の拡大に活用していきたい。

一方、課題もある。当初基本的機能であった居場所機能や既存のサービス提供から、中核的事業となっているアウトリーチ支援と来館利用者への接遇やサービスを行う施設内支援の両立が難しくなっていることである。居場所として利用に繋げたい方への支援や、ニーズを汲み入れたプログラムの実施について、フリースペースでの憩いや交流など安心して過ごすことができる居場所の提供はセンターの大切な機能のひとつであるため、利用者のニーズを汲み取る場やエンパワメントを引き出す場として在り方や使い方について生産的な活用ができるよう工夫をしたい。

横浜市の第三期障害者プランにおいてセンターは、設置当初の居場所機能や既存のサービスを整理・再構築、困りごとへの早期対応やセンターに来られない方などの相談機能に重点を置いた支援の充実を推進するとされている。相談と居場所の両機能が揃っているセンターは、同プランに沿いながら精神障害者への社会的偏見を始めとして、ストレス社会による軽症うつや依存症、不登校、ひきこもりなど、心の問題を抱えているケースへの対応する相談窓口としての役割を地域で果たすことができる。

基幹相談支援センターとの連携や設置予定の地域生活支援拠点なども含めて精神障害者を取り巻く周辺環境は変化とともに着実に整備が進んでいる。港南区生活支援センターは、利用者の利益につながるよう地域における精神に特化した相談支援機関として、これまで同様、関係機関と連携しながら、適切なサービスの提供と、きめ細かな生活支援に努めていきたい。

2-1. 具体的事業実施内容

(1) 相談支援

精神障害の専門相談機関として、本人のみならず、家族や関係機関、地域からの生活全般の様々な相談に応じる。必要に応じてカンファレンスを実施し、医療・福祉施設・区役所・就労関連機関や地域等との連絡調整を行う。必要なケースについては個別支援計画に沿った支援を行う。

① 職員による相談（面接、フリースペース、電話、訪問、同行）

- ・ 生活・医療・対人関係・心理情緒・経済・就労・制度申請・手続きなど生活全般に関する相談に応じる
- ・ 利用者との定期面接は、継続的支援が行われるよう個別支援計画につないでいく。
- ・ 利用者に日常的に声掛けを行い、生活環境や病状、ニーズの把握に努める。また、必要に応じて個別支援計画につないでいく。
- ・ 発達障害、中途障害など他障害の幅広い相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携する。



② 個別支援

- ・ 利用者の障害程度や病状などに合わせて、本人同意のもと「個別支援計画書」を作成し、継続的支援を行うことで、生活の振り返りや種々の問題解決のサポートを行い、成長につなげる。
- ・ 個別支援計画は、利用者本人と支援を共有するために定期的に計画の見直しを行い、継続的な関わりと質の高いサービスを提供する。
- ・ 区役所や医療機関、福祉関係機関、地域と連携し、支援センターが中心となって個別支援を推進し、カンファレンスを定期的・もしくは必要に応じて実施する。利用者の現状に合わせた支援方針を立てることで、それぞれの機関の役割分担を明確化し、情報の共有や交換、対応の統一化を図る。
- ・ 職員全員が精神保健福祉に関わる専門職として相談支援を行うために、外部研修の参加や所内カンファレンスの開催等により、相談支援技術やケアマネジメント技術の向上に努める。
- ・ 基幹相談支援センターや地域ケアプラザ、区役所等と連携し、地域の中の「精神保健分野」における困りごとについての相談や各関係機関・地域へのコンサルテーションを行い、地域の精神保健福祉支援の向上に努めていく。



③ 精神科嘱託医による相談（面接）

- ・ 利用者やその家族の医療に関する相談に応じる（週1回）
- ・ 専門的な相談があった場合には、状況に応じ嘱託医につなぐ。

(2) 訪問・同行支援

- ・ 利用者の生活環境から見えてくる課題を把握するために、「個別支援計画」に基づいた計画的な訪問・同行を行い、本人への支援を考える指針としていく。
- ・ 支援センターを日常的に利用している人の中で、自身の生活課題に気づかないまま、日常生活が送っているケースには、生活の実態把握と質の向上、社会参加も視野に入れ、場合によっては必要な支援に繋げるために適宜、連絡や訪問・同行を行う。

- ・ 支援センターなど社会資源の利用や外出が困難な「ひきこもり」などのケースについては、本人や家族の現状を確認の上、関係機関と連携して訪問を行い、実態の把握や支援につなげていく。
- ・ センターの生活支援サービスを受けている方を中心に、来館が途絶えた利用者については、安否確認の意味で連絡等を行う。
- ・ 不安や心配のある利用者には、積極的に行行政や社会資源などに同行し、地域の社会資源についていくことで情報を共有する。
- ・ 入院中の方が、退院後に利用する社会資源として、支援センターを訪れる機会がある。病院などの関係機関との連携を取りつつ、公共交通機関を安全に利用することができるよう今後も同行支援やセンターでの受け入れ等を継続させていく。
- ・ 港南区内を中心に、緊急を要すると職員が判断した場合にも訪問・同行支援を行う。

(3) 日常生活支援

○ 地域生活を送る上で生じる日常的な要望・課題に対して多様な支援を行う。

- ① 金銭管理に課題のある利用者には、使い方や管理方法と一緒に考えるなどの支援を行い、ケースによってはサービス料金の預かりを行う。
- ② 突発的発作などの心配がある方や日々の服薬に見守りが必要な方には、センターでの服薬管理を行う。また、必要なケースについては服薬指導を行う。
- ③ 家事支援（住まいの整理整頓等）
- ④ 情報提供
 - ・ 生活や福祉・制度に関する情報の掲示を行う
 - ・ 就労に関する情報（求人折込チラシ等）の掲示や講座の開催で利用者間の共有を行う。
 - ・ センター便りの発行やホームページによる情報提供を行う
- ⑤ リサイクルコーナーの活用（衣類、日用品）

(4) 地域活動支援

○ 地域移行を目指す精神障害者の地域活動支援を行い、日中の居場所、創作的活動の機会を提供し、地域交流の促進を図る。

- ① 安心して過ごせる居場所の提供（フリースペース、静養室）
- ② 健康について考える講座・プログラムの開催（ハンドマッサージ）
- ③ 社会生活機能、知識獲得のための講座・プログラムの開催（就労講座、ピア・当事者活動を考える会、うたのサークル、等）
- ⑤ イベントの開催（利用者、家族、ボランティアとの季節行事、区役所生活教室と協働したバスハイクによる交流）
- ⑥ 利用者の自主製品・作品の展示
- ⑦ 読書など静かに過ごしたい方の居場所の提供（休憩スペース）

(5) サービス提供

生活の基本である食事や身の回りに関する各種サービスを提供し、地域で暮らす精神障害者の生活を補完する。

① 夕食サービス

- ・ 500円以下の低価格で栄養のバランスに配慮した家庭の味を提供する。
- ・ 利用者のニーズや季節に合わせた様々なメニューを取り入れる。
- ・ 利用者が食事サービスの買い物・調理をすることで、個人の生活技術の向上につながる支援を行う。
- ・ 提供することで利用者の家事負担の軽減や外出するきっかけ作り等につなげる。

② 入浴サービス（石鹼、シャンプー、リンス販売 / タオル、マット、ドライヤー貸し出し）

- ・ 入浴サービスを通じて、より多くの方に身辺の衛生観念を身につけてもらう。
- ・ 日常的に入浴が出来ていない方への声かけを適宜行う。

③ 洗濯サービス（洗剤販売）

- ・ 洗濯サービスを通じて、衣類の衛生観念を身につけてもらう。

④ インターネットサービス

⑤ お茶、紅茶、砂糖販売

⑥ コピー、印刷サービス

⑦ 物品の貸し出し（パソコン、楽器、オーディオ機器、スポーツ用具）

- ・ 余暇支援の一環として、上記の物品を無料で貸し出している。

⑧ 新聞の購読

⑨ 各関係機関の情報誌（チラシ、リーフレット、センター便り）

(6) 当事者活動支援

障害者が能力を発揮する機会や場を提供することによって、当事者活動を支援・尊重し、仲間との交流や必要な情報を得る活動などを通して、生活の質の向上や社会参加を促進する。

- ・ 利用者に日常的な備品修繕やごみの分別、衛生業務、センター便り作成・関係機関への発送作業、夕食サービスの買物、調理など施設運営に関わる役割を担ってもらうことにより、日常生活活動や社会活動への参加意識を高める。
- ・ 利用者の個々の適性に合わせ、各種会議（運営連絡会、港南ネット会議など）への当事者参画の機会を増やす。
- ・ 納涼会、クリスマス会など、行事の実行委員として企画運営に携わってもらっているが、今後も活動の幅や内容を充実させていく。
- ・ 当事者活動が行われている機関と交流し、当事者の主体的な活動を社会的につなげていく。
- ・ 利用者同士のサークル活動などについては、掲示板やセンター便りを活用し情報交換しやすくすることで、自主的な活動の場を広げる。
- ・ 医療機関で退院予定患者に行われている作業療法と協働し、来館の際は、センター利用者との交流を図っていく。
- ・ ピアサポーターの育成準備を行っていく。「ピア・当事者活動を考える会」において、直接的

な意見交換を行うだけではなく、KJ法やバタフライテスト等を活用しながら、自らの「考え」を発表したり、他者とコミュニケーションを図ったりすることができる場をつくり、自発的な当事者活動を支援・尊重、社会参加を促進する。

(7) 家族支援

- ・ 家族を対象とした講座やプログラムを実施する。
- ・ 家族からの相談に応じ、必要に応じて個別支援、嘱託医相談や医療機関の利用につなげるなどの支援を行う。
- ・ 家族会の活動協力を積極的に行う。（定例会・勉強会への参加、場所の提供など）
- ・ 家族に生活支援センターが「相談機関」としてより周知されるように、ホームページ・区役所・医療機関・地域ケアプラザなどの関係機関へセンター便りやチラシなどにより広報する。
- ・ 家族が安心して生活が送れるよう電話相談や訪問を行い、日常生活の相談や助言を行うことで本人や家族の生活上の不安を和らげる。
- ・ 家族の高齢化とともに、障害当事者の将来を不安視するケースも少なくないため、後見的支援制度などの見守り資源やグループホームなどの障害当事者が生活する社会資源を紹介する。

(8) 地域交流・地域連携

港南区における精神保健福祉及び他障害関係機関とのネットワークを活かし、障害者支援に活用する。

- ① 港南区精神保健福祉ネットワーク（*注 1）の定例会と各種活動
- ② 基幹相談支援センター、港南福祉保健センター高齢・障害支援課との定例会（基幹相談・定例カンファレンス、発達特定相談）
- ③ 地域関係機関への活動協力と施設提供（家族会、ボランティアグループ、関係機関等）
- ④ 地域関係機関との交流と活動（区障連等）
- ⑤ 港南区自立支援協議会における活動（事務局、全体会、分科会）
- ⑥ 地域ボランティアの受入れ（傾聴、調理、うたサークル、イベント補助等）
- ⑦ 体験ボランティア・体験学習の受入れ（地域住民、学生等）
- ⑧ 関係機関の事業所見学受入れ（医療センター看護師、区役所の生活教室参加者、就労支援事業所など）
- ⑨ 地域活動支援センターへの清掃業務の委託（わーくす）（*注 5）
- ⑩ 関係機関と共同開催のイベント実施（バスハイク、港南ネットまつり（*注 2）、あおぞら交流会（*注 3）、そよかぜまつり（*注 4）、合同防災訓練等）

（*注 1）港南区精神保健福祉ネットワーク（港南ネット） … 区内の医療機関、地域活動支援センター、区福祉保健センター、家族会 等で構成されている。2か月に1回の頻度で会議を開催。情報交換、勉強会、合同行事の企画などを行っている。

（*注 2）港南ネットまつり … 港南ネット参加団体が年 1 回開催している。自主製品販売等を行い、地域住民との交流を図っている。

（*注 3）あおぞら交流会 … 近隣福祉施設（当センター、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、地域活動ホーム、保育園）の

利用者、職員交流を行っている。

(*注 4) そよかぜまつり … 近隣福祉施設、地域関係機関が年1回開催し、地域住民との交流を図っている。

(*注 5) わーくす … NPO 法人かるがも会の日常清掃作業

(9) 普及・啓発活動

- ・ 地域ケアプラザ等において、民生委員やケアマネジャー、ホームヘルパー等の支援者のほか地域住民に向けた普及・啓発講座を実施する。
- ・ 精神障害の理解に向けて、医療や家族会等の地域関係機関に、センターの機能や地域で果たす役割について講義する。
- ・ 地域関係機関と連携しながら、地域や家族、支援者を対象とした講座を開催し、精神障害の理解に向けた啓発を行う。

(10) 障害者自立生活アシスタント事業

- ・ 平成30年度は、現在の契約者に対し引き続き支援を行い、契約期間が長期化している方が、安心して支援終了できるような働きかけを行っていく。また、関係機関と連携し本事業を必要としている方を新たにつなげられるよう努める。
- ・ 契約者全ての個別支援計画書を本人同意のもと作成し、課題や目標を見据えた支援を行う。6ヶ月毎に本人と区役所MSWと見直しを図り、必要に応じて変更・改善を行いながら自立生活に向けて本人の力を引き出せるよう個別支援の充実を目指す。
- ・ 契約者が、支援センターのサービスを利用しながら単身生活を継続できるように、今後も支援センターにつなげる支援を積極的に行っていく。
- ・ 「計画相談支援事業」とも連携し、契約者が卒業後も安心して地域生活を送れるよう、支援ネットワークを築いていく。
- ・ 「退院サポート事業」と連携しながら、長期入院患者が退院後のサポート体制を作り、地域生活が継続できるようチームで関わっていく。
- ・ 平成30年度より障害者総合支援法が一部改正され、新たに創設される「自立生活援助」は、当事業と類似している事業である。動向を見極めつつ、本人や関係機関など必要に応じて制度説明などを行っていく。

(11) 退院サポート事業

- ・ 他センターや、生活訓練施設、基幹相談支援センター等の関係機関と連携しながら、対象となる入院患者や医療従事者、病院等への事業説明・理解を求めるなど、啓発活動に積極的に取り組み、病院との関係強化に努める。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、生活支援センターの従来機能や

「自立生活アシスタント事業」と連携した支援を行う。

- ・ 医療関係者や入院患者に対する「退院サポート事業」の説明、イベントの開催など、病院との協働活動を通して、長期入院患者とセンター利用者との交流を促し、入院患者の退院意欲を高めていく。
- ・ 入院患者へ退院意欲を持っていただくことや退院後の地域生活における不安の軽減に努めるため、当事者の立場からアドバイザーとして事業に協働してもらえるよう、ピアサポートの育成を見据え、「ピア・当事者活動を考える会」で意見交換を行いながら活動へつなげていく。また、歌のサークル等のプログラムやイベントを通して、センター利用者と入院患者の交流を図る。
- ・ 法定給付の「地域移行支援事業」との差別化を図り、退院後に希望する生活などについての話し合いを行い、定期的に外出訓練を行うなど退院意欲を引き出すための関わりや、家族との同居や一人暮らしが困難な対象者には、長期の入所が可能な生活訓練施設の紹介など、退院までの長期的な支援を丁寧に行う。
- ・ 横浜市全体での協働活動やピアサポートとの協力関係を含めた退院促進の取り組みについての検討を行うため、毎月開催の退院サポート部会に参画する。

(12) その他、センター設置目的を達成するために必要な事業

- ① 個人情報保護・開示の取り組み
- ② 情報開示への取り組み
- ③ 事故防止安全対策
- ④ 利用者の意見・苦情への対応（苦情解決規則、第三者委員の設置、アンケート実施）
- ⑤ 福祉・看護職従事者の育成協力
- ⑥ ボランティアの受け入れと育成
- ⑦ 災害弱者への見守り支援事業（港南区）への参加（プロジェクトR）
- ⑧ 災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力

(13) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- ・ 事業の実施地域は、原則横浜市港南区とする。
- ・ 区高齢・障害支援課や、その他地域の関係機関と連携して契約者拡大に努め、事業展開を目指す。（数値目標 50 件）
- ・ サービスを受けたいと希望する利用者に対し、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等に応じて、福祉・保健、医療・教育・就労・住宅等の幅広い領域にまたがるサービスを、多様な事業者から一体的・総合的に受けられるよう、サービス等利用計画の作成（プランニング）、支援の評価（モニタリング）を始めとする計画相談支援を提供する。

- ① ネットワークによるチーム支援と、支援の内容や方向性を共有していくため、地域活動チーム、福祉保健センター、サービス事業者等との連絡調整（定期的、又は必要に応じたカンファレンスの実施）、新たな社会資源の提案、調整
- ② サービス等利用計画の作成（継続サービス利用支援も含む）
- ③ サービス等利用計画作成費の請求・受領事務
- ④ モニタリングの実施
- ⑤ 継続サービス利用支援（モニタリング報告書）の請求・受領事務
- ⑥ 利用者からの相談・苦情処理に関する業務

(14) 指定一般相談支援事業（地域移行支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市全域とする。
- ・ 利用者の主治医や病院職員、地域関係機関と連携を図りつつ、退院に向けて地域移行支援計画を作成し、本人のペースに合わせた無理のない丁寧な関わりをする。
- ・ これまで実施してきた退院支援の地域ネットワークを活かし、利用者の要望を取り入れながら、その障害特性に合わせた社会資源につなげるよう支援を行う。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、事業所で実施する「自立生活アシスタント事業」への移行も踏まえながら、支援体制を確立する。
- ・ 利用者への退院意識をもっていただく関わりや退院後の地域生活における不安軽減のため、地域で生活する障害当事者とも関わりが持てるよう、入院中から支援センターにつなげる支援を積極的に行う。また、利用者の退院後の居住地が港南区以外の場合、その地域の支援センターとも連携する。

(15) 指定一般相談支援事業（地域定着支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区、横浜市南区、横浜市戸塚区とする。
- ・ 利用者が安心して地域生活が送れるように、日頃から身近な相談者として寄り添いながら支援を行うとともに、障害によって生じうる緊急事態にも適切に対応できるよう、常時の連絡体制を確保する。
- ・ 利用者の障害特性や生活状況・抱えている課題などを把握し、関係機関と連携しながら、本人の病状悪化を未然に防ぐことができるよう支援を行う。
- ・ 利用者が支援センターのサービスを利用しながら地域生活を継続できるよう、また多くの支援者による見守り体制を築くため、事業所にもつながるような支援を積極的に行っていく。
- ・ 事業所が実施している「自立生活アシスタント事業」の利用者のなかで、移行が可能と思われる方に対しては、緊急時の対応を主とした「地域定着支援事業」の利用を勧めていく。
- ・ 事業所が実施している「退院サポート事業」「自立生活アシスタント事業」の利用者のなかで、移行が可能と思われる方に対しては、緊急時の対応を主とした「地域定着支援事業」の利用を勧めていく。

2-2. 具体的数値目標

	平成 30 年度 (予定)	平成 28 年度 (実績)
本人 来館者数	30 人（1 日）	28 人（1 日）
訪問・同行	80 件（年間）	96 件（年間）
夕食サービス	15 人（1 日）	14 人（1 日）
入浴サービス	5 人（1 日）	4 人（1 日）

3. 研修計画

- 職員の専門性を向上させ、利用者に信頼と安心を与えるために、精神保健福祉士・社会福祉士等の資格取得を奨励し、職場としての協力をを行う。
- 指定特定相談支援事業を実施するにあたり、相談支援専門員の資格取得に必要となる研修に積極的に参加する。
- 相談支援技術やケアマネジメント技術などの向上に向けて、外部研修への積極的な参加と内部研修を実施する。
- 職員の経験に応じて、地域の医療機関や区役所、作業所等での実習研修の機会を設ける。
- 港南福祉保健センターと連携し、福祉サービスや救急医療システムなどについての勉強会や事例検討会を実施する。
- 個人情報を取り扱う場合に、職員が遵守すべき事項並びに職員が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容、及び民事上の責任についての研修を実施する。
- センター利用者等の人権を最大限尊重しなければいけないことから、人権に関する研修を実施する。

平成30年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市港南区精神障害者生活支援センター

運営法人：社会福祉法人 青い鳥

【収入】

(単位:千円)

科 目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	72,046	53,996	7,056	10,994	
合 計	72,046	53,996	7,056	10,994	

【支出】

科 目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費	58,092	41,077	6,565	10,450	
所長					施設長1名
常勤職員					常勤5名
非常勤職員	9,276	8,715		561	非常勤4名
アルバイト	2,940	2,940			無休化3名
調理アルバイト	1,618	1,618			6名
嘱託医賃金	1,132	1,132			5名53コマ
法定福利費	6,963	4,730	878	1,355	料率による
退職給与引当金	1,543	1,089	191	263	横浜市社協・福祉医療機構、制度利用
福利厚生費	46	26	7	13	ハマフレンド、法定メンタルヘルス
労務厚生費	129	104	9	16	健診90、検便39
施設管理費	6,850	6,850	0	0	
光熱水費	4,000	4,000			
庁舎管理	2,700	2,700			ケアプラザより按分
修繕積立金	300	300			
入浴サービス等実費徴収額	-150	-150			
運営費	4,733	3,698	491	544	
旅 費	616	406	110	100	
消耗品費	800	640	80	80	事務用品、コピー機器、用紙・インク、災害備蓄等
印刷製本費	30	30			センター封筒等
修繕費	350	350			小破修繕
通信運搬費	731	512	73	146	固定・携帯電話FAX、切手・案内、インターネット等
賃借料	1,243	827	208	208	事務機器、公用車、ネットワークサーバ等
備品等購入費	80	80			利用者備品更新(経年劣化)
保険料	440	440			施設賠償、傷害保険
雑費	443	413	20	10	ボランティア交通費、ネットワーク保守、公用車燃料等
本部繰入金	2,371	2,371	0	0	2,500-労務厚生費129
合 計	72,046	53,996	7,056	10,994	

平成 31 年度 横浜市港南区生活支援センター事業計画書

1-1 事業方針

生活支援センターは、精神障害者が地域で安心して本人の望む生活を送ることが出来るよう、地域住民・関係機関と協力しながら相談を始めとする日常生活の支援をする社会復帰施設である。横浜市では生活支援センターの全区整備が完了し、精神障害者の地域サポート体制がひとまず整ったと言える。面接など来館利用者への施設内支援を始めとして、「障害者自立生活アシスタント事業」における単身生活等する精神障害者の個別支援と見守り機能への取り組みや、「横浜退院サポート事業」での精神障害者の退院に向けた個別支援の取り組みにおいて、一人ひとりの障害特性や意向を踏まえた「安心を支える個別支援」が実践されている。

そして平成 30 年度からは「機能標準化に向けたモデル事業」の実施が開始されるなど、横浜市の生活支援センターは新たな局面を迎えており、A型センターは月 1 回の休館日・1 日 12 時間の運営から、B型センターの週 1 回休館日を標準化モデルとして移行する方向性が示されている。これまで中心であった居場所機能から、訪問や同行などのアウトリーチを主体とした個別支援に重点がおかされることになる。

訪問・同行については、職員の積極的な外出で件数も伸びており、アウトリーチの確実な位置づけと意識化が図られ、精神障害者への日常生活や相談支援の取り組みが、住み慣れた地域社会での自立した生活や活動の維持継続につながっている。今後も個別支援計画のもと、利用者への働きかけを積極的に行っていきたい。

また計画相談支援においては、区役所を始めとする関係機関との連携、調整が軌道に乗り、件数も徐々に伸びてきたものの、まだ十分とは言えない状況である。今後はますます地域機関と連携を密にしながら、事業所として質の高い支援を拡げていけるよう努めていきたい。相談支援専門員の確保と質の向上のため、相談員として必要な専門知識、技術の向上に向け研修など積極的に参加していくことで、職員及び事業所全体のスキルアップを図るとともに、事務の効率化を図り、安定した運営を目指していく。

一方で、生活支援センターは設置当初の居場所機能や既存のサービスを整理・再構築、困りごとへの早期対応やセンターに来られない方などの相談機能に重点を置いた支援の充実を推進するとされている。地域には、ストレス社会によるうつや依存症、不登校、ひきこもりなど、心の問題を抱えている様々なケースが潜在化している。今後も 3 障害・高齢福祉、教育関連など幅広い分野の支援機関と連携を密にしながら、精神保健福祉の相談窓口としての役割を地域で果たすことが求められる。地域の方々へのセンターの周知や精神障害の正しい理解に向けた普及啓発活動も重要な取り組みである。

平成 30 年度より障害者総合支援法のサービスとして、新たに「自立生活援助」が開始するなど、精神障害者を取り巻く周辺環境は変化とともに着実に整備が進んでいる。港南区生活支援センターは、利用者の利益につながるよう地域における精神に特化した相談支援機関として、これまで同様、関係機関と連携しながら、適切なサービスの提供と、きめ細かな生活支援に努めていきたい。

2-1. 具体的事業実施内容

(1) 相談支援

精神障害の専門相談機関として、本人のみならず、家族や関係機関、地域からの生活全般の様々な相談に応じる。必要に応じてカンファレンスを実施し、医療・福祉施設・区役所・就労関連機関や地域等との連絡調整を行う。必要なケースについては個別支援計画に沿った支援を行う。

① 職員による相談（面接、フリースペース、電話、訪問、同行）

- ・ 生活・医療・対人関係・心理情緒・経済・就労・制度申請・手続きなど生活全般に関する相談に応じる。
- ・ 利用者との定期面接は、継続的支援が行われるよう個別支援計画につないでいく。
- ・ 利用者に日常的に声掛けを行い、生活環境や病状、ニーズの把握に努める。また、必要に応じて個別支援計画につないでいく。
- ・ 発達障害や高次脳機能障害などの幅広い相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携する。

② 個別支援

- ・ 利用者の障害程度や病状などに合わせて、本人同意のもと「個別支援計画書」を作成し、継続的支援を行うことで、生活の振り返りや種々の問題解決のサポートを行い、成長につなげる。
- ・ 個別支援計画は、利用者本人と支援を共有するために定期的に計画の見直しを行い、継続的な関わりと質の高いサービスを提供する。
- ・ 区役所や医療機関、福祉関係機関、地域と連携し、支援センターが中心となって個別支援を推進し、カンファレンスを定期的・もしくは必要に応じて実施する。利用者の現状に合わせた支援方針を立てることで、それぞれの機関の役割分担を明確化し、情報の共有や交換、対応の統一化を図る。
- ・ 職員全員が精神保健福祉に関わる専門職として相談支援を行うために、外部研修の参加や所内カンファレンスの開催等により、相談支援技術やケアマネジメント技術の向上に努める。
- ・ 基幹相談支援センターや地域ケアプラザ、区役所等と連携し、地域の中の「精神保健分野」における困りごとについての相談や各関係機関・地域へのコンサルテーションを行い、地域の精神保健福祉支援の向上に努めていく。

③ 精神科嘱託医・臨床心理士による相談（面接）

- ・ 利用者やその家族の医療に関する相談に応じる。
- ・ 専門的な相談があった場合には、状況に応じ嘱託医や臨床心理士につなぐ。
- ・ 専門職としての助言を得ながら、利用者の支援にあたる。

(2) 訪問・同行支援

- ・ 利用者の生活環境から見えてくる課題を把握するために、「個別支援計画」に基づいた計画的な訪問・同行支援を行い、本人への支援を考える指針としていく。
- ・ 支援センターを日常的に利用している人の中で、自身の生活課題に気づかないまま、日常生活が送れているケースには、生活の実態把握と質の向上、社会参加も視野に入れ、場合によっては必要な支援につなげるために適宜、連絡や訪問・同行支援を行う。

- ・ 支援センターなど社会資源の利用や外出が困難な「ひきこもり」などのケースについては、本人や家族の現状を確認の上、関係機関と連携して訪問を行い、実態の把握や支援につなげていく。
- ・ センターの生活支援サービスを受けている方を中心に、来館が途絶えた利用者については、安否確認の意味で連絡や自宅訪問を行う。
- ・ 不安や心配のある利用者には、積極的に行行政や社会資源などに同行し、地域の社会資源についていくことで情報を共有する。
- ・ 入院中の方が、退院後に利用する社会資源として、支援センターを訪れる機会がある。病院などの関係機関との連携を取りつつ、公共交通機関を安全に利用することができるよう今後も同行支援やセンターでの受け入れ等を継続させていく。
- ・ 港南区内を中心に、緊急を要すると職員が判断した場合にも訪問・同行支援を行う。

(3) 日常生活支援

地域生活を送る上で生じる日常的な要望・課題に対して多様な支援を行う。

- ① 金銭管理に課題のある利用者には、使い方や管理方法と一緒に考えるなどのサポートを実施し、必要に応じて関係機関と連携して支援を行う。
- ② 突発的発作などの心配がある方や日々の服薬に見守りが必要な方には、センターでの服薬管理を行う。また、必要なケースについては服薬指導を行う。
- ③ 家事支援（住まいの整理整頓等）
- ④ 情報提供
 - ・ 生活や福祉・制度に関する情報の掲示を行う
 - ・ 就労に関する情報を提供し、ニーズに合わせて就労支援機関につなげる役割を果たす
 - ・ センター便りの発行やホームページによる情報提供を行う
- ⑤ リサイクルコーナーの活用（衣類、日用品）

(4) 地域活動支援

地域移行を目指す精神障害者の地域活動支援を行い、日中の居場所、創作的活動の機会を提供し、地域交流の促進を図る。

- ① 安心して過ごせる居場所の提供（フリースペース、静養室）
- ② 健康について考える講座・プログラムの開催（ハンドマッサージなど）
- ③ 社会生活機能、知識獲得のための講座・プログラムの開催（ピア・当事者活動を考える会、うたのサークルなど）
- ④ イベントの開催（利用者、家族、ボランティアとの季節行事、区役所生活教室と協働したバスハイクによる交流）
- ⑤ 利用者の自主製品・作品の展示
- ⑥ 読書など静かに過ごしたい方の居場所の提供（休憩スペース）

(5) サービス提供

生活の基本である食事や身の回りに関する各種サービスを提供し、地域で暮らす精神障害者の生活を補完する。

① 夕食サービス

- ・ 500円以下の低価格で栄養のバランスに配慮した家庭の味を提供する。
- ・ 利用者のニーズや季節に合わせた様々なメニューを取り入れる。
- ・ 提供することで利用者の家事負担の軽減や外出するきっかけ作り等につなげる。

② 入浴サービス（石鹼、シャンプー、リンス販売 / タオル、マット、ドライヤー貸し出し）

- ・ 入浴サービスを通じて、より多くの方に身辺の衛生観念を身につけてもらう。
- ・ 日常的に入浴が出来ていない方への声かけを適宜行う。

③ 洗濯サービス（洗剤販売）

- ・ 洗濯サービスを通じて、衣類の衛生観念を身につけてもらう。

④ インターネットサービス

⑤ お茶、紅茶販売

⑥ コピー、印刷サービス

⑦ 物品の貸し出し（パソコン、オーディオ機器、スポーツ用具）

- ・ 余暇支援の一環として、上記の物品を無料で貸し出している。

⑧ 新聞の購読

⑨ 各関係機関の情報誌（チラシ、リーフレット、センター便り）

(6) 当事者活動支援

障害者が能力を発揮する機会や場を提供することによって、当事者活動を支援・尊重し、仲間との交流や必要な情報を得る活動などを通して、生活の質の向上や社会参加を促進する。

- ・ 利用者に日常的な備品修繕やごみの分別、衛生業務、センター便り作成・関係機関への発送作業など施設運営に関わる役割を担ってもらうことにより、日常生活活動や社会活動への参加意識を高める。
- ・ 利用者の個々の適性に合わせ、各種会議（運営連絡会、港南ネット会議など）への当事者参画の機会を増やす。
- ・ 納涼会、クリスマス会など、行事の実行委員として企画運営に携わってもらっているが、今後も活動の幅や内容を充実させていく。
- ・ 当事者活動が行われている機関と交流し、当事者の主体的な活動を社会的につなげていく。
- ・ 利用者同士のサークル活動などについては、掲示板やセンター便りを活用し情報交換しやすくすることで、自主的な活動の場を広げる。
- ・ 「ピア・当事者活動を考える会」において、直接的な意見交換を行うだけではなく、自らの「考え」を発表したり、他者とコミュニケーションを図ったりすることのできる場をつくり、自発的な当事者活動を支援・尊重、社会参加を促進する。

(7) 家族支援

- ・ 家族を対象とした講座やプログラムを実施する。
- ・ 家族からの相談に応じ、必要に応じて個別支援、嘱託医相談や医療機関の利用につなげるなどの支援を行う。
- ・ 家族会の活動協力を積極的に行う。(定例会・勉強会への参加、場所の提供など)
- ・ 家族に生活支援センターが「相談機関」としてより周知されるように、ホームページ・区役所・医療機関・地域ケアプラザなどの関係機関へセンター便りやチラシなどにより広報する。
- ・ 家族が安心して生活が送れるよう電話相談や訪問し、日常生活の相談や助言を行うことで本人や家族の生活上の不安を和らげる。
- ・ 家族の高齢化とともに、障害当事者の将来を不安視するケースも少なくないため、後見的支援制度などの見守り資源やグループホームなどの障害当事者が生活する社会資源を紹介する。

(8) 地域交流・地域連携

港南区における精神保健福祉及び他障害関係機関とのネットワークを活かし、障害者支援に活用する。

- ① 港南区精神保健福祉ネットワーク (*注 1) の定例会と各種活動
- ② 基幹相談支援センター、港南福祉保健センター高齢・障害支援課との定例会（基幹相談・定例カンファレンス、発達特定相談）
- ③ 地域関係機関への活動協力と施設提供（家族会、ボランティアグループ、関係機関等）
- ④ 地域福祉・教育関係機関との交流と活動（区障連等）
- ⑤ 港南区自立支援協議会における活動（事務局、全体会、分科会）
- ⑥ 地域ボランティアの受入れ（傾聴、調理、うたサークル、イベント補助等）
- ⑦ 体験ボランティア・体験学習の受入れ（地域住民、学生等）
- ⑧ 関係機関の事業所見学受入れ（医療センター看護師、区役所の生活教室参加者、就労支援事業所など）
- ⑨ 地域活動支援センターへの清掃業務の委託（わーくす） (*注 5)
- ⑩ 関係機関と共同開催のイベント実施（バスハイク、港南ネットまつり (*注 2)、あおぞら交流会 (*注 3)、そよかぜまつり (*注 4)、合同防災訓練等）

(*注 1) 港南区精神保健福祉ネットワーク（港南ネット） … 区内の医療機関、地域活動支援センター、区福祉保健センター、家族会 等で構成されている。2か月に1回の頻度で会議を開催、情報交換、勉強会、合同行事の企画などを行っている。

(*注 2) 港南ネットまつり … 港南ネット参加団体が年1回開催している。自主製品販売等を行い、地域住民との交流を図っている。

(*注 3) あおぞら交流会 … 近隣福祉施設（当センター、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、地域活動ホーム、保育園）の利用者、職員交流を行っている。

(*注 4) そよかぜまつり … 近隣福祉施設、地域関係機関が年1回開催し、地域住民との交流を図っている。

(*注 5) わーくす … NPO法人かるがも会の日常清掃作業

(9) 普及・啓発活動

- ・ 地域ケアプラザ等において、民生委員やケアマネジャー、ホームヘルパー等の支援者のほか地域住民に向けた普及・啓発講座を実施する。
- ・ 精神障害の理解に向けて、医療や家族会等の地域関係機関に、センターの機能や地域で果たす役割について講義する。
- ・ 地域関係機関と連携しながら、精神保健に関する講座や勉強会を通し、障害理解に向けて、教育機関への広報活動を行う。
- ・ 地域関係機関と連携しながら、地域や家族、支援者を対象とした講座を開催し、精神障害の理解に向けた啓発を行う。

(10) 障害者自立生活アシスタント事業（自立生活援助事業）

- ・ 平成31年度は、現在の登録者に対し引き続き支援を行い、登録期間が長期化している方が、安心して支援終了できるような働きかけを行っていく。また、関係機関と連携し本事業を必要としている方を新たにつなげられるよう努める。
- ・ 登録者全ての個別支援計画書を本人同意のもと作成し、課題や目標を見据えた支援を行う。6か月毎に本人と区役所MSWと見直しを図り、必要に応じて変更・改善を行いながら自立生活に向けて本人の力を引き出せるよう個別支援の充実を目指す。
- ・ 契約者が、支援センターのサービスを利用しながら単身生活を継続できるように、今後も支援センターにつなげる支援を積極的に行っていく。
- ・ 「計画相談支援事業」とも連携し、契約者が卒業後も安心して地域生活を送れるよう、支援ネットワークを築いていく。
- ・ 「退院サポート事業」と連携しながら、長期入院患者が退院後のサポート体制を作り、地域生活が継続できるようチームで関わっていく。
- ・ 平成30年度より障害者総合支援法のサービスとして新たに創設された「自立生活援助」への移行を視野に入れながら、利用者が安心して事業を利用できるよう整備を行う。

(11) 退院サポート事業

- ・ 他センターや、生活訓練施設、基幹相談支援センター等の関係機関と連携しながら、対象となる入院患者や医療従事者、病院等への事業説明・理解を求めるなど、啓発活動に積極的に取り組み、病院との関係強化に努める。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、生活支援センターの従来機能や「自立生活アシスタント事業」「自立生活援助」「計画相談」と連携した支援を行う。
- ・ 医療関係者や入院患者に対する「退院サポート事業」の説明、イベントの開催など、病院との協働活動を通して、長期入院患者とセンター利用者との交流を促し、入院患者の退院意欲を高めていく。
- ・ 法定給付の「地域移行支援事業」との差別化を図り、退院後に希望する生活などについて

の話し合いを行い、あるいは定期的な外出など退院意欲を引き出すための関わりや、家族との同居や一人暮らしが困難な対象者には、長期の入所が可能な生活訓練施設の紹介など、退院までの長期的な支援を丁寧に行う。

(12) その他、センター設置目的を達成するために必要な事業

- ① 個人情報保護・開示の取り組み
- ② 情報開示への取り組み
- ③ 事故防止安全対策
- ④ 利用者の意見・苦情への対応（苦情解決規則、第三者委員の設置、アンケート実施）
- ⑤ 福祉・看護職従事者の育成協力
- ⑥ ボランティアの育成
- ⑦ 災害弱者への見守り支援事業（港南区）への参加（プロジェクトR）
- ⑧ 災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力

(13) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- ・ 事業の実施地域は、原則横浜市港南区とする。
- ・ 区高齢・障害支援課や、その他地域の関係機関と連携して契約者拡大に努め、事業展開を目指す。（数値目標 50 件）
- ・ サービスを受けたいと希望する利用者に対し、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等に応じて、福祉・保健、医療・教育・就労・住宅等の幅広い領域にまたがるサービスを、多様な事業者から一体的・総合的に受けられるよう、サービス等利用計画の作成（プランニング）、支援の評価（モニタリング）を始めとする計画相談支援を提供する。

- ① ネットワークによるチーム支援と、支援の内容や方向性を共有していくため、地域活動ホーム、福祉保健センター、サービス事業者等との連絡調整（定期的、又は必要に応じたカンファレンスの実施）、新たな社会資源の提案、調整
- ② サービス等利用計画の作成（継続サービス利用支援も含む）
- ③ サービス等利用計画作成費の請求・受領事務
- ④ モニタリングの実施
- ⑤ 継続サービス利用支援（モニタリング報告書）の請求・受領事務
- ⑥ 利用者からの相談・苦情処理に関する業務

(14) 指定一般相談支援事業（地域移行支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市全域とする。
- ・ 利用者の主治医や病院職員、地域関係機関と連携を図りつつ、退院に向けて地域移行支援計画を作成し、本人のペースに合わせた無理のない丁寧な関わりをする。
- ・ これまで実施してきた退院支援の地域ネットワークを活かし、利用者の要望を取り入れながら、その障害特性に合わせた社会資源につなげるよう支援を行う。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、事業所で実施する他事業への移行も踏まえながら、支援体制を確立する。
- ・ 利用者への退院意識をもつていただく関わりや退院後の地域生活における不安軽減のため、地域で生活する当事者とも関わりが持てるよう、入院中から支援センターにつなげる支援を積極的に行う。利用者の退院後の居住地が港南区以外であれば、その地域の支援センターとも連携する。

(15) 指定一般相談支援事業（地域定着支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ 利用者が安心して地域生活が送れるように、日頃から身近な相談者として寄り添いながら支援を行うとともに、障害によって生じうる緊急事態にも適切に対応できるよう、常時の連絡体制を確保する。
- ・ 利用者の障害特性や生活状況・抱えている課題などを把握し、関係機関と連携しながら、本人の病状悪化を未然に防ぐことができるよう支援を行う。
- ・ 利用者が支援センターのサービスを利用しながら地域生活を継続できるよう、また多くの支援者による見守り体制を築くため、事業所にもつながるような支援を積極的に行っていく。
- ・ 事業所が実施している「退院サポート事業」「自立生活アシスタント事業」の利用者のなかで、移行が可能と思われる方に対しては、緊急時の対応を主とした「地域定着支援事業」の利用を勧めていく。

2-2. 具体的数値目標

	平成31年度 (予定)	平成29年度 (実績)
本人 来館者数	30人（1日）	32人（1日）
訪問・同行	100件（年間）	72件（年間）
夕食サービス	15人（1日）	15人（1日）
入浴サービス	5人（1日）	4人（1日）

平成31年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：港南区精神障害者生活支援センター
運営法人：社会福祉法人 青い鳥

【収入】

(単位:千円)

科 目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センタ一本体	退院サポート	自立支援アシスタント	
指定管理料	68,235	54,977	7,223	6,035	
合 計	68,235	54,977	7,223	6,035	

【支出】

科 目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センタ一本体	退院サポート	自立支援アシスタント	
人件費	54,091	41,697	6,830	5,564	
所長					
常勤職員					
非常勤職員	8,981	8,691		290	
アルバイト	2,951	2,951			
調理アルバイト	1,619	1,619			
嘱託医賃金	1,132	1,132			
法定福利費	6,458	4,826	906	726	
退職給与引当金	1,336	1,047	152	137	
福利厚生費	46	32	8	6	
労務厚生費	131	113	9	9	
施設管理費	6,850	6,850	0	0	
光熱水費	4,000	4,000			
庁舎管理	2,700	2,700			
修繕積立金	300	300			
入浴サービス等実費徴収額	-150	-150			
運営費	4,904	4,040	393	471	
旅 費	446	321	55	70	
消耗品費	674	540	67	67	
印刷製本費	22	22			
修繕費	350	350			
通信運搬費	687	481	69	137	
賃借料	1,149	765	192	192	
備品等購入費	350	350			
保険料	450	450			
雑費	776	761	10	5	
本部繰入金	2,390	2390			
合 計	68,235	54,977	7,223	6,035	

令和2年度 横浜市港南区生活支援センター事業計画書

1-1 事業方針

横浜市では、平成11年に精神障害者への地域生活を支援する拠点として生活支援センターの設置が開始し、平成25年には全区設置が完了して、地域サポート体制が整備された。従来のセンター業務としては、相談支援事業のほか居場所機能やサービス提供が主であったが、徐々にアウトリーチに力を入れた訪問型支援に重きが置かれるようになり、「障害者自立生活アシスタント事業」における精神障害者の個別支援と見守り機能への取り組みや、「横浜退院サポート事業」での精神障害者の退院支援など、個々の障害特性や状況に応じた多様な支援が実践されるようになった。

現在では、障害者総合支援法上の「計画相談支援事業」や「自立生活援助事業」などの福祉サービスも加わり、センター業務はますます多岐に亘り、地域で求められる役割も大きくなっている。そして令和元年度からは生活支援センターのA型とB型のサービスの標準化に向け、試行的に全区のセンターで新たな基準に基づいた運営が開始された。これにより、以前に比べて職員体制が厚くなり、居宅などへの訪問相談支援件数や通院などの同行支援が増加するなど支援の充実が見込まれている。訪問・同行については、この数年で件数も伸びており、アウトリーチの確実な位置づけと意識化が図られているものの、まだまだ地域に埋もれていると思われるケースやニーズの掘り起こしに向け、より一層積極的な取り組みが期待されている。

厚生労働省から発表されている「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けては、計画的に地域基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉事業所が、協議の場を通じて、精神科医療機関・地域援助事業者・市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要とうたわれている。横浜市は他自治体と比べても、生活支援センターや基幹相談支援センターが各区に整備され、精神科医療機関が多く、独自事業も含めて社会資源が豊富という強みがある。これを活かして、区と生活支援センターが核となり、基幹相談支援センターが参画し、精神科医療機関などにも協力を得ながら、地域の支援ネットワークの課題解決に向けた取り組みを進めていく。当センターにおいては、これまで築いてきた港南区精神保健福祉ネットワークを活用しながら、地域機関と連携して「地域生活支援拠点の整備」と併せて、精神障害者の地域移行を進める取り組みを実践していきたい。

計画相談支援事業においては、区役所を始めとする関係機関との連携、調整が軌道に乗り、件数も徐々に伸びてきている。今後はますます地域機関と連携を密にしながら、事業所として質の高い支援を上げていけるよう努めていきたい。相談支援専門員の確保と質の向上のため、相談員として必要な専門知識、技術の向上に向け研修など積極的に参加していくことで、職員及び事業所全体のスキルアップを図るとともに、事務の効率化を図り、安定した運営を目指していきたい。

地域には社会とつながりを持たない「ひきこもり」や、それを支える高齢家族など、他問題を抱えた困難なケースが多く潜在化している。今後も3障害・高齢福祉、教育関連など幅広い分野の支援機関と連携を密にしながら、精神保健福祉の相談窓口としての役割を地域で果たすことが求められる。地域の方々へのセンターの周知や精神障害の正しい理解に向けた普及啓発活動なども引き続き重要な取り組みである。

2-1. 具体的事業実施内容

(1) 相談支援

精神障害の専門相談機関として、本人のみならず、家族や関係機関、地域からの生活全般の様々な相談に応じる。必要に応じてカンファレンスを実施し、医療・福祉施設・区役所・就労関連機関や地域等との連絡調整を行う。必要なケースについては個別支援計画に沿った支援を行い、各種事業（計画相談など）の利用登録につなげていく。

① 職員による相談（面接、フリースペース、電話、訪問、同行）

- ・ 生活・医療・対人関係・心理情緒・経済・就労・制度申請・手続きなど生活全般に関する相談に応じる。
- ・ 利用者に日常的に声掛けを行い、生活環境や病状、ニーズの把握に努める。また、必要に応じて個別支援計画につなぎ、定期面談を実施する。
- ・ 発達障害や高次脳機能障害などの幅広い相談に応じ、関係機関と連携して支援にあたる。
- ・ 基幹相談支援センターや地域ケアプラザ、区役所等と連携し、地域の中の「精神保健分野」における困りごとについての相談や各関係機関・地域へのコンサルテーションを行い、地域の精神保健福祉支援の向上に努めていく。

② 個別支援

- ・ 利用者の障害程度や病状などに合わせて、本人同意のもと「個別支援計画書」を作成し、継続的支援を行うことで、生活の振り返りや種々の問題解決のサポートを実施する。
- ・ 個別支援計画は、利用者本人と支援を共有するために定期的に計画の見直しを行い、継続的な関わりと質の高いサービスを提供する。
- ・ 区役所や医療機関、福祉関係機関、地域と連携し、支援センターが中心となって個別支援を推進し、カンファレンスを定期的・もしくは必要に応じて実施する。利用者の現状に合わせた支援方針を立てることで、それぞれの機関の役割分担を明確化し、情報の共有や交換、対応の統一化を図る。
- ・ 職員全員が精神保健福祉に関わる専門職として相談支援を行うために、外部研修の参加や所内カンファレンスの開催等により、相談支援技術やケアマネジメント技術の向上に努める。

③ 精神科嘱託医・臨床心理士による相談（面接）

- ・ 利用者やその家族の医療に関する相談に応じる。
- ・ 専門的な相談があった場合には、状況に応じ嘱託医や臨床心理士につなぐ。
- ・ 専門職としての助言を得ながら、利用者の支援にあたる。

(2) 訪問・同行支援

- ・ 利用者の生活環境から見えてくる課題を把握するために、「個別支援計画」に基づいた計画的な訪問や同行支援を行い、必要なサポートを整備していく。

- ・ 社会資源の利用や外出が困難な「ひきこもり」などのケースについては、本人や家族の現状を確認の上、関係機関と連携して丁寧な関わりを行い、実態の把握や支援につなげていく。
- ・ センターを日常的に利用しているケースで、生活面の課題が見える場合などは、訪問支援を行い、必要に応じて各種事業の利用登録につなげるよう努める。
- ・ 利用者に情報提供を行うなかで、地域の社会資源に積極的に同行しつないでいくことで、支援者間の連携を深め、本人を取り巻くネットワークを作る。
- ・ 港南区内を中心に、緊急を要すると職員が判断した場合にも訪問・同行支援を行う。

(3) 日常生活支援

地域生活を送る上で生じる問題について相談に応じ、多様な支援を行う。

- ① 金銭管理に課題のある利用者には、使い方や管理方法と一緒に考えるなどのサポートを実施し、必要に応じて関係機関と連携して支援を行う。
- ② 書類作成や各種手続きなどの支援を行う。
- ③ 住まいの整理整頓や食生活など家事全般の相談に応じ、必要な支援を行う。
- ④ 情報提供
 - ・ 生活や福祉・制度に関する情報の掲示を行う
 - ・ 就労に関する情報を提供し、ニーズに合わせて就労支援機関につなげる役割を果たす
 - ・ センター便りの発行やホームページによる情報提供を行う
- ⑤ リサイクルコーナーの活用（衣類、日用品）

(4) 地域活動支援

地域で生活する精神障害の方に日中の居場所や創作的活動の機会を提供し、地域交流の促進を図る。

- ① 安心して過ごせる居場所の提供（フリースペース、静養室）
- ② 健康について考える講座・プログラムの開催
- ③ 運動を楽しむプログラムの開催
- ④ 余暇支援・障害理解に向けた講座・プログラムの開催
- ⑤ イベントの開催（利用者、家族、ボランティアとの季節行事、区役所生活教室と協働したバスハイクによる交流）
- ⑥ 利用者の自主製品・作品の展示
- ⑦ 読書など静かに過ごしたい方の居場所の提供（休憩スペース）

(5) サービス提供

生活の基本である食事や身の回りに関する各種サービスを提供し、地域で暮らす精神障害者の生活を補完する。

- ① 夕食サービス

- ・ 500円以下の低価格で栄養のバランスに配慮した家庭の味を提供する。
 - ・ 利用者のニーズや季節に合わせた様々なメニューを取り入れる。
 - ・ 利用者が外出するきっかけとして、センター利用につなげる役割をもつ。
- ② 入浴サービス（石鹼、シャンプー販売 / タオル、マット、ドライヤー貸し出し）
- ・ 入浴サービスを通じて、身辺の衛生観念を身につけてもらう。
 - ・ 日常的に入浴が出来ていない方への声かけを適宜行う。
- ③ 洗濯サービス（洗剤販売）
- ・ 洗濯サービスを通じて、衣類の衛生観念を身につけてもらう。
- ④ インターネットサービス
- ⑤ 飲み物販売
- ⑥ コピー、印刷サービス
- ⑦ 物品の貸し出し（オーディオ機器、スポーツ用具）
- ・ 余暇支援の一環として、上記の物品を無料で貸し出している。
- ⑧ 新聞の購読
- ⑨ 各関係機関の情報誌（各種チラシ、リーフレット、センター便り）

(6) 当事者活動支援

障害者が能力を発揮する機会や場を提供することによって、当事者活動を支援・尊重し、仲間との交流や必要な情報を得る活動などを通して、生活の質の向上や社会参加を促進する。

- ・ 「ピア・当事者活動を考える会」において、積極的にコミュニケーションを図り、情報交換を行える機会を提供し、自発的な当事者活動を支援・尊重しあう場を作っていく。
- ・ 利用者の個々の適性に合わせ、各種会議等への当事者参画の機会を増やす。
- ・ センターの季節行事の企画運営を担ってもらうなど、活動の幅や内容を充実させていく。
- ・ 当事者活動が行われている機関と交流し、当事者の主体的な活動を社会的につなげていく。
- ・ 利用者同士のサークル活動などについては、掲示板やセンター便りを活用し情報交換しやすくすることで、自主的な活動の場を広げる。
- ・ 「ピアサポート一養成講座」などに協力し、当事者の実習受け入れを行っていく。
- ・ 同法人が運営する障害者就労支援センターと連携し、事業所における当事者雇用の取り組みを進める。

(7) 家族支援

- ・ 家族からの相談に応じ、必要に応じて個別支援、専門相談（嘱託医・心理士）や医療機関の利用につなげるなどの支援を行う。
- ・ 家族会の活動協力を積極的に行う。（定例会・勉強会への参加、場所の提供など）
- ・ 家族に生活支援センターが「相談機関」としてより周知されるように、ホームページ・区役所・医療機関・地域ケアプラザなどの関係機関へセンター便りやチラシなどにより広報する。
- ・ ケアプラザや行政など地域関係機関と連携し、自宅訪問や面談・電話による継続的な相談に

応じ、必要な支援を行う。

- ・ 家族の高齢化とともに、障害当事者の将来を不安視するケースも少なくないため、後見的支援制度などの見守り資源やグループホームなどの障害当事者が生活する社会資源を紹介する。
- ・ 家族を対象とした講座やプログラムを実施する。

(8) 地域交流・地域連携

港南区における精神保健福祉及び他障害関係機関とのネットワークを活かし、障害者支援に活用する。

- ① 港南区精神保健福祉ネットワーク部会 (*注 1) の定例会と各種活動
- ② 基幹相談支援センター、港南福祉保健センター高齢・障害支援課、地域ケアプラザとの定例会（基幹相談・定例カンファレンス、発達特定相談）
- ③ 地域関係機関への活動協力と施設提供（家族会、ボランティアグループ、関係機関等）
- ④ 地域福祉・教育関係機関との交流と活動（区障連等）
- ⑤ 港南区自立支援協議会における活動（事務局、全体会、分科会）
- ⑥ 地域ボランティアの受入れ（傾聴、調理、うたサークル、イベント補助等）
- ⑦ 体験ボランティア・体験学習の受入れ（地域住民、学生等）
- ⑧ 関係機関の事業所見学受入れ（医療センター看護師、区役所の生活教室参加者、就労支援事業所など）
- ⑨ 地域活動支援センターへの清掃業務の委託（わーくす） (*注 5)
- ⑩ 関係機関と共同開催のイベント実施（バスハイク、港南ネットまつり (*注 2)、あおぞら交流会 (*注 3)、そよかぜまつり (*注 4)、合同防災訓練等）

(*注 1) 港南区精神保健福祉ネットワーク部会（港南ネット） … 令和元年度より自立支援協議会の分科会となった。区内の医療機関、地域活動支援センター、区福祉保健センター、家族会等で構成されている。2ヶ月に1回の頻度で会議を開催。情報交換、勉強会、合同行事の企画などを行っている。

(*注 2) 港南ネットまつり … 港南ネット参加団体が年1回開催している。自主製品販売等を行い、地域住民との交流を図っている。

(*注 3) あおぞら交流会 … 近隣福祉施設（当センター、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、地域活動ホーム、保育園）の利用者、職員交流を行っている。

(*注 4) そよかぜまつり … 近隣福祉施設、地域関係機関が年1回開催し、地域住民との交流を図っている。

(*注 5) わーくす … NPO法人かるがも会の日常清掃作業

(9) 普及・啓発活動

- ・ 地域ケアプラザ等において、民生委員やケアマネジャー、ホームヘルパー等の支援者のほか地域住民に向けた普及・啓発講座を実施する。
- ・ 精神障害の理解に向けて、医療や家族会等の地域関係機関に、センターの機能や地域で果たす役割について講義する。
- ・ 地域関係機関と連携しながら、精神保健に関する講座や勉強会を通して、障害理解に向けて、

教育機関への広報活動を行う。

- ・ 地域関係機関と連携しながら、地域や家族、支援者を対象とした講座を開催し、精神障害の理解に向けた啓発を行う。

(10) 障害者自立生活アシスタント事業 (自立生活援助)

- ・ 登録者に対し引き続き支援を行い、登録期間が長期化している方が、安心して支援終了できるような働きかけを行っていく。また、関係機関と連携し本事業を必要としている方を新たにつなげられるよう努める。
- ・ 登録者全ての個別支援計画書を本人同意のもと作成し、課題や目標を見据えた支援を行う。6か月毎に本人と区役所MSWと見直しを図り、必要に応じて変更・改善を行いながら自立生活に向けて本人の力を引き出せるよう個別支援の充実を目指す。
- ・ 契約者が、支援センターのサービスを利用しながら単身生活を継続できるように、今後も支援センターにつなげる支援を積極的に行っていく。
- ・ 「計画相談支援事業」と連携し、新たに法定サービスとなった「自立生活援助事業」に積極的に取り組み、登録者の地域生活をセンターで包括的にサポートする。
- ・ 「退院サポート事業」と連携しながら、長期入院患者の退院後の支援体制を整備し、地域生活が継続できるようチームで関わっていく。

(11) 退院サポート事業

- ・ 他センターや、生活訓練施設、基幹相談支援センター等の関係機関と連携しながら、対象となる入院患者や医療従事者、病院等への事業説明・理解を求めるなど、啓発活動に積極的に取り組み、病院との関係強化に努める。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、生活支援センターの従来機能や「自立生活アシスタント事業」「自立生活援助」「計画相談」と連携した支援を行う。
- ・ 医療関係者や入院患者に対する「退院サポート事業」の説明、イベントの開催など、病院との協働活動を通して、長期入院患者とセンター利用者との交流を促し、入院患者の退院意欲を高めていく。
- ・ 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築」において、入院中の精神障害者の地域移行は重点的に地域で取り組むべき課題となっており、地域と連携を深めて事業に取り組む必要がある。

(12) その他、センター設置目的を達成するために必要な事業

- ① 個人情報保護・開示の取り組み
- ② 情報開示への取り組み
- ③ 事故防止安全対策
- ④ 利用者の意見・苦情への対応（苦情解決規則、第三者委員の設置、アンケート実施）
- ⑤ 福祉・看護職従事者等の育成協力
- ⑥ ボランティアの育成
- ⑦ 障害者「見守り・支えあい」事業（港南区）への参加
- ⑧ 災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力

(13) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ 区高齢・障害支援課や、その他地域の関係機関と連携して契約者拡大に努め、事業展開を目指す。（数値目標 50件）
- ・ センター利用者のなかで、計画相談支援が必要と思われるケースを見極め、利用登録につなげるようになりし、より良い生活に向けたケアマネジメントを実践する。
- ・ センターで実施する事業（自立生活援助・地域一般相談支援事業）と連動しながら、職員体制を整備して計画相談支援に取り組む。
- ・ 地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等に応じて、福祉・保健、医療・教育・就労・住宅等の幅広い領域にまたがるサービスを、多様な事業者から一体的・総合的に受けられるよう、サービス等利用計画の作成（プランニング）、支援の評価（モニタリング）を始めとする計画相談支援を提供する。

(14) 指定一般相談支援事業（地域移行支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市全域とする。
- ・ 利用者の主治医や病院職員、地域関係機関と連携を図りつつ、退院に向けて地域移行支援計画を作成し、本人のペースに合わせた無理のない丁寧な関わりをする。
- ・ これまで実施してきた退院支援の地域ネットワークを活かし、利用者の要望を取り入れながら、その障害特性に合わせた社会資源につなげるよう支援を行う。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、事業所で実施する他事業への移行も踏まえながら、支援体制を確立する。
- ・ 利用者への退院意識をもつていただく関わりや退院後の地域生活における不安軽減のため、地域で生活する当事者とも関わりが持てるよう、入院中から支援センターにつなげる支援を積極的に行う。利用者の退院後の居住地が港南区以外であれば、その地域の支援センターとも連携する。

(15) 指定一般相談支援事業（地域定着支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ 利用者が安心して地域生活が送れるように、日頃から身近な相談者として寄り添いながら支援を行うとともに、障害によって生じうる緊急事態にも適切に対応できるよう、常時の連絡体制を確保する。
- ・ 利用者の障害特性や生活状況・抱えている課題などを把握し、関係機関と連携しながら、本人の病状悪化を未然に防ぐことができるよう支援を行う。
- ・ 利用者が支援センターのサービスを利用しながら地域生活を継続できるよう、また多くの支援者による見守り体制を築くため、事業所にもつながるような支援を積極的に行っていく。
- ・ 事業所が実施している「退院サポート事業」「自立生活アシスタント事業」の利用者のなかで、移行が可能と思われる方に対しては、緊急時の対応を主とした「地域定着支援事業」の利用を勧めていく。

2-2. 具体的数値目標

	令和2年度 (予定)	平成30年度 (実績)
本人 来館者数	30人（1日）	32人（1日）
訪問・同行	150件（年間）	85件（年間）
電話、面接、面接非構造、その他（延べ）	25人（1日）	22人（1日）
夕食サービス	15人（1日）	14人（1日）

3. 研修計画

- ・ 職員の専門性を向上させ、利用者に信頼と安心を与えるために、精神保健福祉士・社会福祉士等の資格取得を奨励し、職場としての協力をを行う。
- ・ 指定特定相談支援事業を実施するにあたり、相談支援専門員の資格取得に必要となる研修に積極的に参加する。
- ・ 相談支援技術やケアマネジメント技術などの向上に向けて、外部研修への積極的な参加と内部研修を実施する。
- ・ 職員の経験に応じて、地域の医療機関や区役所、作業所等での実習研修の機会を設ける。
- ・ 港南福祉保健センターほか地域関係機関と連携し、制度や社会資源などについての勉強会や事例検討会を実施する。
- ・ センター運営の基礎となる個人情報保護や人権についての研修を実施する。

令和2年度 精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名:横浜市 港南区精神障害者生活支援センター

運営法人:社会福祉法人 青い鳥

【収入】

(単位:千円)

科 目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立支援アシスタント	
指定管理料	76,234	56,128	11,049	9,057	
合 計	76,234	56,128	11,049	9,057	

【支出】

科 目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立生活アシスタント	
人件費	61,569	42,427	10,626	8,516	
所長					
常勤職員					常勤6名
非常勤職員	10,830	7,445	1,354	2,031	非常勤4名
アルバイト	2,544	2,544			無休化3名
調理アルバイト	1,781	1,781			7名
嘱託医賃金	832	832			6名48コマ
法定福利費	7,558	5,015	1,426	1,117	料率による
退職給与引当金	1,488	981	264	243	社保対象者@44,500 H28より@133,500(対象4名)
福利厚生費	36	23	7	6	ハマフレンド
労務厚生費	141	110	16	15	健診80、検便61
施設管理費	7,000	7,000	0	0	
光熱水費	4,100	4,100	0	0	
庁舎管理	2,750	2,750	0	0	ケアプラザより按分
修繕積立金	300	300	0	0	
入浴サービス等実費徴収額	-150	-150	0	0	
運営費	4,965	4,001	423	541	
旅 費	454	264	70	120	
消耗品費	703	563	70	70	事務用品、コピー機器・用紙・インク、災害備蓄等
印刷製本費	25	25	0	0	センター封筒
修繕費	510	510	0	0	小破修繕
通信運搬費	721	505	72	144	固定・携帯電話FAX、切手・案内、インターネット等
賃借料	1,201	799	201	201	事務機器、公用車、ネットワークサーバ等
備品等購入費	360	360	0	0	利用者備品更新(経年劣化)
保険料	450	450	0	0	施設賠償、傷害保険
雑費	541	525	10	6	別紙
本部繰入金	2,700	2,700	0	0	
合 計	76,234	56,128	11,049	9,057	